

午前10時1分 開議

議長（成田政彦君） ただいまから平成14年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、5番 前田千代子議員からは欠席の届け出が、6番 東 重弘議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において23番 藪野 勤君、1番 井原正太郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託議案第14号 平成13年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、付託議案第33号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成13年度泉南市各会計決算認定20件に関して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長大森和夫君。

決算審査特別委員長（大森和夫君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより去る9月定例会において本決算審査特別委員会に付託を受けました平成13年度大阪府泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算20件の決算審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査は、過日10月15日から18日までの4日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと決算審査特別委員会を開催し、各分野において慎重なる審査を行いました。

なお、審査に際しましては、各委員から広い範囲から熱心なる審議があり、その質疑応答の内容につきましては、お手元に御配付いたしてありま

す決算審査特別委員会質疑応答集のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

つきましては、私の報告は各議案の質疑部分の報告を省略させていただき、討論・採決の御報告とさせていただきますので、その点あらかじめ御了承願います。

それでは、討論のあった各会計について順次申し上げます。

そのうち、一般会計及び介護保険事業特別会計並びに水道事業会計の3会計について討論がありました。

まず、一般会計討論の中で、市長に対する総括質問の答弁において、財政難の中、信達樽井線の事業化と市の取り組み方にアンバランスがある、また保育所料金のアップや高齢者に対する祝い金の切り捨てを行いながら、一方では農業公園などに投資を行っているとの反対の討論がありました。

片や、平成13年度一般会計においては、実質収支は3億651万9,769円の赤字であるが、そのうち歳入の最大の課題である税の滞納は解消に努め、まじめに税を納めている方々に税の公正を欠く環境をつくらないように努められていること。

2つ目に、歳出面においては、限られた予算の中で一定の成果と公正な運営を図られていると思うが、今後は地方分権のあり方、21世紀のまちづくりのあり方をどう位置づけるかが行政に課せられた重要な課題と使命であり、21世紀の市民ニーズの求めるものは、教育、環境、福祉、医療を初め雇用、地場産業の活性化など、地元商店街への対応と、少子・高齢化にこたえるための政策提言を集約し、あらゆる視点に立って市政の実現に傾注されたい、との以上2点の要望を付して賛成であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、介護保険事業特別会計については、高い保険料を徴収しながら、利用料、保険料においては減免が不十分だと反対討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、水道事業会計については、平成13年度は7月より値上げしたものであり、反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どお

り認定可決されました。

なお、ただいま申し上げました3議案を除くその他の17件の各会計決算については、いずれも討論もなく、全会一致で原案どおり認定可決されました。

以上、本特別委員会に付託を受けました平成13年度泉南市各会計決算20件に対する審査並びに結果であります。

甚だ簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。

議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより20件の会計について、順次討論に入ります。

そのうち、まず付託議案第14号 平成13年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算について討論を行います。討論はありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、付託議案第14号、2001年度一般会計決算認定に対して反対の討論を行います。

総務省が発表した10月の近畿の完全失業率は、全国では5.5%、さらに近畿では7.2%、大阪に至っては8.4%とふえ続け、過去最悪の状況になっています。そして、現在の完全失業者は全国で362万人、近畿では77万人に達する深刻な事態です。この原因は、小泉政権の不良債権処理の加速策が企業倒産をふやし、失業者増で景気を一層深刻化し、消費不況を長引かせるという悪循環の結果にほかなりません。時事通信社が発表した12月の世論調査では、小泉首相の経済運営について55%の人たちが評価しないと答えています。

今、日本の経済に必要なのは、国民の懐を豊かにして購買力を上げること、そして年金、福祉、医療など社会保障費の切り捨てをせず、景気を回復しなければならないのに、自民、公明、保守の与党3党は、その反対に大企業には減税し、国民には発泡酒やたばこ税を含めて1兆5,000億円の大増税をしようとしています。このような自民・公明・保守政治では、ますます国民の暮らしは厳しくなるばかりです。今こそ国民本位の政治へ

と切りかえるときであります。

このような中で、住民の生活に責任を持つべき地方自治体が国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤にならなければならないのに、2001年度一般会計決算の特徴をしてみるならば、国・府に追随し、大型公共事業を推進し、福祉・教育切り捨ての行革で市民に一層の負担を強いる内容となっています。

具体的に見るならば、その1つは、空港、同和優先の事業がもたらした市借金、市債は233億円となり、その影響で一般会計は4年連続の赤字、2001年度も1億4,261万円の赤字、市税収入も前年度比で1億5,300万円の減、市税滞納額は、不納欠損額4億4,900万円を除いても16億9,000万円と、税収は府下でも最低最悪であります。

財政状況の基準となる経常収支比率は100.7%で、全国で13番目の高さです。市民負担ばかり強いる行革を推進する一方、市財政はよくなるばかりか、ますます悪くなっています。

その2は、不況とリストラで市民生活が大変なとき、雇用対策費は8年前の2分の1、その反面、行革では2001年度だけで高齢者福祉見舞金、保育所の保育料、就学援助費など、福祉、教育を中心に3億2,800万円の負担増を市民に押しつけ、老朽化した校舎は8年も見送り整備をしていないなど、市民生活はますます悪くなるばかりです。

その3は、むだな公共事業として総額27億円、年間運営経費が5,000万円以上も必要とする農業公園事業に4億円以上を使い、泉南聖苑計画についても財政見通しのない計画を進めています。

その4は、経営赤字と2期工事の見直しが出ている閑空の現状を無視した見通しのない南ルートを進めています。

以上の理由により、2001年度一般会計決算認定には反対であります。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

藪野議員。

23番（藪野 勤君） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、平成13

年度一般会計決算につきまして、賛成の立場から
討論いたします。

まず、平成13年度の財政収支を見ますと、単
年度収支は1億4,625万5,000円の赤字とな
り、前年度と比較いたしますと1億2,900万円
となっており、財政運営が一層厳しいものとなっ
ております。財政指標を見ましても、まず弾力性
を示す経常収支比率は100.7%で、前年度比較
いたしまして2.5ポイントの悪化となり、財政の
硬直化を示しております。人件費、公債費、扶助
費等義務的経費の増加がその要因であると考えら
れますが、現在、行財政改革が進行中でありませ
んが、こうした財政指標の悪化は、非常に残念なこ
とでもあります。これからの構造改革に向けての
努力が求められるところでもございます。

具体的に、歳入面ではありますが、その核である
市税については、最近の不況を反映し、前年度よ
り1億5,300万円の減少となっており、その確
保は非常に厳しい状況にもあります。

さらに、毎年論議されてまいりますところの徴
収率につきましては、昨年度より0.96ポイント
増となっており、その向上については、現年度分
の確保、滞納分の処理等努力されているところで
あるが、依然として低い状況にあり、一層の取り
組みの強化を期待するものでもあります。

次に、歳出面でございますが、人件費等義務的
経費が増加し、財政の硬直化が進んでいる状況下
にあります。まず福祉面においては、社会参加
による地域福祉の促進を図るため、総合福祉セン
ターの運営、さらに高齢者対策としての介護支援
センターの運営、配食サービス、街かどデイサー
ビスの実施、さらに障害者(児)対策として、障
害者の方々が社会参加できる自立生活支援事業、
ガイドヘルパー派遣事業等さまざまな事業を展開
されており、民生関係予算は前年度に比較して3
億9,200万円の増となっておりまして、福祉施
策の推進が図られております。

次に、市民の健康づくりとして、保健センター
を中心とした健康診査、健康相談等の保健対策に
5,200万円、妊婦・乳幼児健診、乳幼児の健康
相談等母子保健の充実に2,200万円、泉南市の
福祉・医療・保健ゾーンの整備として済生会病院

の充実に対して2億円の補助金を支出し、本市の
地域医療の充実を図られております。

次に、生活環境面におきましては、下水道の整
備充実のため、特別会計に12億5,300万円の
繰り出しをし、砂川樋井線、信達樋井線等道路新
設改良事業で11億4,400万円、柳谷川河川整
備事業に6,800万円の支出など、利便性に向上
が図られております。

次に、農業振興策として、農業公園整備事業に
4億9,000万円、農業の経営構造対策事業とし
て1億4,600万円の支出があります。

次に、教育関係では、コンピューター教室改造
の工事、小・中・幼の施設整備事業に1億8,60
0万円等児童・生徒の教育環境の向上に努力され
ております。

さらに、文化・社会教育の充実を図るために図
書館、公民館、文化ホールを通じて各種の事業が
展開されております。

以上述べましたように、幅広い市民ニーズを取り
入れた施策事業が展開されており、高く評価す
るものであります。

今後の本市行政を取り巻く環境はますます厳し
くなる予想されますが、今回、財政健全化計画
が示され、経常収支比率の改善など財政構造の改
革に取り組もうとされておりますが、多種多様化
する行政需要に的確に対応するためにも必要な取
り組みであろうと理解しております。

今後の財政の健全化を願い、平成13年度一般
会計決算に賛成するものであります。

議員各位の御理解を賜りまして、よろしくお願
い申し上げます。

議長(成田政彦君) ほかにありませんか。

以上で一般会計決算に対する討論を終結いた
します。

次に、一般会計決算を除く他の19件の会計決
算について一括して討論を行います。討論はあり
ませんか。 松本議員。

11番(松本雪美君) 付託議案第32号、介護
保険事業特別会計決算認定及び付託議案第33号、
水道事業会計決算認定に対する反対討論を行いま
す。

まず、付託議案第32号、介護保険事業特別会

計決算です。

不況とリストラが進む中、10月より介護保険料が引き上げられるなど市民生活は大変な状況です。泉南市は府下でも3番目に保険料が高く、しかも利用料の減免措置もありません。また、保険料減免規定も不十分です。にもかかわらず、市は市民に対する軽減措置を積極的にとっていません。この介護保険会計決算認定にはこのような理由で反対です。

次に、付託議案第33号、水道事業会計決算についてであります。

2001年度の7月より2億7,000万円以上の大幅な水道料金の値上げをし、市民に大きな負担を強いてきました。値上げの原因は、空港優先のりんくうタウンへの配水管布設事業の失敗であることは明らかであります。毎年、減価償却費約3,000万円の計上を避けられないものにし、水道料金に大きくはね返らせています。府のりんくうタウン事業にこのように協力しながら、その一方で府から金熊寺川の2,850トンの取水制限を押しつけられ、安い上水源を放棄しています。協力するが、府にしっかり物を言えず、負担を市民に押しつける値上げは許せるものではありません。

また、第7次拡張事業に見られるように、依然として開発優先の水道事業を進め、市のこのような巨大開発投資事業のツケを値上げにより市民に押しつける水道事業会計決算認定には反対するものであります。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本19件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成13年度各会計決算認定20件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第14号 平成13年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第14号は、委員長の報告どおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第32号 平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第32号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第33号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第33号は、委員長の報告どおり認定可決することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました3件の会計を除く他の会計17件について、これより一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本17件につきましては、いずれも委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、付託議案第14号及び付託議案第32号並びに付託議案第33号を除く他の付託議案17件の各会計決算認定については、いずれも委員長の報告どおり、原案どおり認定可決することに決しました。

次に、日程第22、泉南監報告第15号 例月

現金出納検査結果報告から、日程第24、泉南監報告第17号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 巴里英一君。

監査委員（巴里英一君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成14年8月、9月、10月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成14年8月分は平成14年10月7日に、平成14年9月分は平成14年10月30日に、平成14年10月分は平成14年11月27日に井上監査委員と薮野前監査委員が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正であると認定されたとの引き継ぎを受けております。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。議長（成田政彦君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 巴里監査委員、御苦労さまでございます。また1年間、頑張ってください。

今、御報告ありましたように、この10月までの審査については、直接巴里監査委員が携わっておられないということで非常に聞きにくいのはありますけれど、その点わからなければ、事務局等に御答弁いただいても結構だというふうに思うんですが、一番直近の10月分を引き合いに出してお聞きをしたいというふうに思うんですが

済みません、10月分ではなくて、9月分 10月分はちょっと抜けていますので、これは私の分にはいわゆるとじミスでしょうか。10月分の9なんですが、基金現在高表というのがあるんですね。

ここで介護保険給付費準備基金で1億8,400万何がしかという額が積立金として計上されておるんですが、12日、13日に一般質問をやられました。そのときに理事者側の答弁で、たしか1億2,000万のいわゆる取り崩しをやると。原資

は1億8,400万あるわけですが、1億2,000万を取り崩して来年度の介護保険料の引き下げに寄与したいと、こういう答弁だったんですが、あと6,000万何がしかが残るわけですが、この辺についてはどういうふうな取り扱いになるのか。残されるのか。3年間で一応収支されますから、収支を決裁されていくわけですから、残す必要はないというふうに思うんですね。むしろ3年間で処理すべきだと、こういうふうに思うんですが、そういう点ですべて繰り入れに充てないのかどうかですね。

先ほどの討論の中にもありましたように、現下、高齢者の医療費の値上げですね、特にこの保険制度にかかわっての高齢者の医療費の値上げが10月からやられました。従来は3,200円で制限つきで済んだわけですが、月5,000円を超える方が3倍にふえている、こういうような資料も出ています。負担が非常に高くなってきている。こういうところから、当然原資があるわけですから、引き下げに充てるべきだというふうに思うんですが、そういう点、どういうふうにお考えなのか。今後、この残額を介護保険料に引き当てる、あるいは利用料の軽減に充てさせる、こういうことで御指導いただけるのかどうか、その辺もお示しをいただけたらというふうに思います。

議長（成田政彦君） 巴里監査委員。

監査委員（巴里英一君） ただいまの和気議員の御質問であります。御指摘のように、それぞれの問題点は政策の問題でありまして、数値についてはそれぞれ、場合によっては異なっていく、政策進行に当たっては異なっていくということは事実であります。その中身については、私、事実上監査いたしておりませんので、数値については監査事務局から報告をいたさせたいと思います。

その他については、これは政策の問題でございますので、監査は、適正に執行されたかどうかの監査のみであります。

以上です。

議長（成田政彦君） 津野監査事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 和気先生の御質問でございますが、私ども監査事務局といたしましては、例月の出納検査ということで数値だけを正

確に執行されているかどうかを監査いたしております、これの中身等につきましては施策分野でございますので、これは市長部局の事項になると思いますので、私の方からお答えをさせていただくのはちょっと控えさせていただきたいと思いません。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今、政策的な問題だということで、結局、結論としてはお答えにならなかったんですが、事務的監査、数字合わせだけではなくて、当然、監査のいわゆる審査範囲というのは、行政各般にわたってやられる。その公金がどういうふうにも正確に市民の立場に立って使用されているか、これは重要な監査のポイントであろうと、こういうふうにあります。

私は、あと3年度内に処理すべきお金が、残金が残るにもかかわらず、それをなぜ料金の軽減に向けないのか、この辺の今後の指導のあり方について、監査されておりませんから、今後の指導の基本についてお聞かせをいただいたわけですから、その点についてはやはり御答弁いただいた方がいいのではないかと、こういうふうにあります。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

監査委員（巴里英一君） 再度の質問であります。監査委員といえますのは、組まれた予算の執行が厳正にそれに基づいてなされているかどうかを監査するものでありますし、そして問題点があればそれを指摘するという立場でございますので、私はそういう方向で監査委員として執行あるいは内容について精査して報告いたしたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第25、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者からの提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。泉南市公平委員会委員中塚桂子氏は、平成15年1月31日をもって任期満了となりますが、同氏を公平委員会委員として最適任者と認め再任したく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 今回の議案の提案は再任の提案であります。4年間、長きにわたって公平委員をお務めになった。この間の公平委員会にかけられた案件について、提訴があった案件について、どういうものがあるのか、そしてなかんずく、そのことに対してどういう判断をお下しになったのか。その辺、そう余り多くないというふうにありますので、できれば具体にお示しをいただきたい。余りにも多ければ、特徴的な点だけを披瀝いただければ結構かと、こういうふうに思います。

よろしく願います。

議長（成田政彦君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 今年度の公平委員の状況でございますが……（和気 豊君「今年度と違う。4年間」と呼ぶ）公平委員の関係でござ

いますが、案件としてはまだ上がってきておりません。大体、この24日にまず第1件目の案件が上がってまいりまして、それは泉南市の職員組合の役員変更についての承認を求めるという案件でございます。

そして、例年でございますが、3月の下旬におきまして泉南市の教職員組合の方から、役員の変更についての申し立て等がございます。泉南市の場合、過去におきましても公平委員会に対する案件ということで議案審議というもので上がってきておりますのは、ほぼこの役員変更についてのみでございます。職員の不服申し立て等につきましては、いまだかつて上がってきたことはございません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第26、議案第2号 泉南州市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第2号、泉南州市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の制度改正は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人市民税について行われたものであります。国税の法人税につきましては、企業グループの個々の法人を納税単位として課税してありまし

たが、企業の組織再編成を促進し、我が国企業の国際競争力の維持強化を図る趣旨から、グループ全体を納税単位として課税する連結納税制度の導入がなされました。

これを受けまして、地方税法におきましては、国税とは異なり、地域外の法人の事業活動の成果が税収に反映されることへの懸念、また地域との結びつきの希薄化などが考慮された結果、国税が連結納税制度へ移行する中で、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定整備が行われ、本市関係条例におきましても同様の措置を講じるものであります。

それでは、条例の一部改正の主な内容について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。同ページの下から1行目より、条例第39条第5項の次に第6項が追加され、連結納税制度の承認を受けた法人に対して連結確定申告書の納期限の延長の特例に関する規定が整備され、また議案書8ページの下から4行目より、条例第42条の13に第2項として、連結納税制度の承認を受けた法人が、法人市民税に係る納期限を延長して納付する場合の延滞金に関する規定も同様に整備されることとなっております。

その他改正点につきましては、主に地方税法を引用する部分において地方税法中のいわゆる納税に対応する改正となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。和気議員。

19番（和気 豊君） ただいま御説明がありました、連結納税制度には直接かわらないと。法人市民税の場合にはね。こういうお示しであったんですが、中に納期限の延長と、こういうことは特に認められるんだというお話がありました。

ちょっと具体にもう少し突っ込んでお示しをいただきたいのと、そのことによる影響ですね。例えば、先ほどの監査委員の審査報告の中にありましたけれども、9月分の法人税が5%前年度より減額になっていると。こういう数字も出ている

わけですね。これは滞繰分でしたかね、ありました。そういうことで、このいわゆる納税期間の延長という、こういう緩和制度がひきょう法人税の歳入に影響が出ないのかどうか、この辺もお示しをいただけたらというふうに思います。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 法人の連結確定申告書の提出期限の延長ということで今回追加されているわけでございますけれども、従来、法人税の申告書の提出期限につきましては、一般の法人につきましても、申告書の提出期限の延長というのは認められておまして、今回、連結法人が加わるということで、この連結法人の箇所が追加されたということなんですけれども、この確定申告書の提出期限の延長にはどういったものがあるかということなんですけれども、よく言われますのは、特に法人で会計監査人がありますね。要するに決算の月なんですけれども、そのときに、例えば3月31日に決算する、そういった場合には2カ月前に確定申告書の提出ということが法人税法の中うたわれているわけですけれども、その決算を受けなければならないとか、そういったことでほかの理由がありまして、その理由でもし監査がずれる、3月31日ではなしに延びますよといった場合には、このような理由としてこの確定申告書の提出期限が延長されるということが法人税法にうたわれています。これは従来の法人にもあったんですけれども、そういった理由で提出期限が延長された場合にはこの連結法人についても適用しますということでございます。

それとあと、この申告書が延長された場合に、例えば影響があるのかということなんですけれども、これにつきましては、法人税を国の方に申告するという場合には、別にそういった影響というのは出てこないと思います。ただ、法人市民税につきましては、その分について、例えば延滞金をいただきましたとか、そういう形で影響がありますけれども、具体的に法人税とか法人市民税については、この延長によって具体的に数字の方では影響はないと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今、答弁にありましたよ

うに、決算というのは、前半、後半、3月、9月と、大体どこともそういう決算期になっているように思うんですが、他に特別な時期を決算期に当てているというところもあります。2カ月後ということですから、従来はね。4、5で、出納閉鎖までには入るわけですね、法人税がね。ところが、今回の、従来以上に特別なうたわれ方があるわけですから、2カ月以上延びるということにもなれば、いわゆる当年度に納入すべき税が翌年度に、いわゆる出納閉鎖を過ぎた翌年になっていくと。具体的には、1カ月延長が認められたら6月になるわけですから、当年度に入っていないと、こういうことになってくるわけですね。これは影響が出るんじゃないですか。

だから、その辺のことを具体にお示しをいただきたいと、こういうようお願いしたんです。2カ月でしよう、従来認められているのはね、地方税法で。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 確かに、この申告が延びた場合には、そういった形で もちろん法人税の方も影響があるということになるんですけれども、それに伴って法人市民税の方にも影響があるということですが、具体的にどういったケースで金額的に例えば影響があるかというのは、我々としても今つかんでないんですけれども、当然5月末で出納閉鎖に入ってくるものが、おくれることによってそれが翌年度になる、そういった影響はあるというふうには考えております。

ですから、先ほど言いましたみたいに、3月末で決算、事業年度が終了するといった場合に、それは2カ月おくれて5月末に確定申告を打つと。その後、法人市民税が入ってくるということになるわけですけれども、この確定申告の提出期限が延ばされたということになれば、それは影響されるということになるかと思います。

ただ、今回の本市の条例の改正につきましては、この連結法人の確定申告がもし延びた場合には、それについては3%の割増しを乗じて延滞金を加算して納付しなければならないということになっておまして、今回のこの改正のところについては、延滞金について連結法人にも適用されますよ

という改正であるということでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） この法人税というのは、先ほどからもお話がありますように申告納税ですよ。それで、2カ月間、従来は特別の事由がある場合には延期をするということで、それは今回の場合はどれぐらい その特別な事由というのが、さらに親会社等で連結決算をやると。しかし、法人市民税が単体と。子会社あるいはそういうところの関係で入ってくると。しかし、決算は親会社、子会社が連帯してやると。こういうことで多分おくれるんだらうというように思いますが、その辺は、やっぱりおくれることの申告がどういう形でなされ、そしてどれぐらいの期間認められるのかということなんですね。その辺もお示しをいただきたいなというように思うんです。

国税も地方税も納期なんかについての規定というのはそんなに変わらないというように思うので、連結して決算する場合でも、やっぱり3月、そして2カ月後にはということになっているというように思うんですが、その辺は、どういう理由でどれぐらい延長されるのかですね。そのこともあわせてお示しをいただきたいというように思います。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、申告書の提出期限の延長ですけれども、これは特例措置としてされるわけですけれども、一応法人税法でうたわれていますのは、提出期限を2カ月間延長を認めますよということになっております。ですから、提出期限を2カ月間延長することができるということでこの法人税法にうたわれております。

それとあと、延長することができる理由ですけれども、これにつきましては、例えば会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、あるいはまた連結子法人が多数に上ること、その他これに類するような理由によって各連結事業年度の連結所得の金額、そういったものがすぐに計算できないといった場合には、こういった特例を認めましょうということになっております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第27、議案第3号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第3号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。補正の内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ8億2,567万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ209億4,560万7,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。議会費から始まります各項目ごとに人件費の補正をしておりますが、これは人事異動等に伴います補正であります。

議案書25ページをお開き願います。人事管理費の職員手当等のうち、退職手当の4億8,514万8,000円は、定年前早期退職予定者等19人分に対します退職手当であります。

次に、議案書26ページをお開き願います。企画費の負担金、補助及び交付金の52万6,000円は、当地域における市町村の合併も視野に入れた新しい広域的連携のあり方について調査研究を実施し、市民の皆様方に対する情報提供を行うための経費を補正するものであります。

次に、議案書 33 ページをお開き願います。老人福祉費の負担金、補助及び交付金の 950 万円は、介護保険の住宅改修費の給付限度額を超える改修が必要と認められる高齢者の世帯に対します住宅改修事業が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものであります。

次に、議案書 35 ページをお開き願います。生活保護費の扶助費 1 億 8,162 万 6,000 円は、長引く景気の低迷等により、生活保護におきます被保護世帯などが当初見込みより増加したため、その経費を補正するものであります。

次に、議案書 36 ページをお開き願います。介護保険費の繰入金 8,150 万円は、介護保険に係ります居宅介護サービス等の給付費等が当初見込みより増加したため、一般会計から繰入金を補正するものであります。

次に、38 ページをお開き願います。上水道費の投資及び出資金 3,900 万円は、上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため、一般会計から出資を行うものであります。

次に、議案書 39 ページをお開き願います。農業振興費の負担金、補助及び交付金 330 万円は、本市の梅の名所であります金熊寺梅林の観光振興を図るため、地元金熊寺区に対しましてトイレ整備費用の一部を助成するための経費を補正するものであります。

次に、42 ページをお開き願います。住宅管理費の需用費の修繕費 1,700 万円は、市営宮本・前畑住宅の空き家などの改修に要する経費を補正するものであります。

次に、議案書 44 ページをお開き願います。教育振興費の扶助費 337 万 9,000 円は、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に給付しております就学援助費の対象者が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものであります。

同じくその下、学校施設整備費の需用費 299 万円は、新年度児童受け入れに伴う普通教室、養護教室の整備に要する経費を補正するものであります。

なお、地方債の追加及び変更につきましては 18 ページから 19 ページに、また歳入の明細につ

きましては 21 ページから 23 ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。大森議員。

4 番（大森和夫君） 23 ページの繰入金のところ、同和更生資金貸付基金繰入金についてお聞きします。

これは 219 万ですかね、入金があったということで繰り入れなんですけども、11 月 1 日の厚生消防委員会の中で、11 月から府の平均額の回収に努める、精力的に頑張っていくということで計画が出されましたけども、その 11 月に出入金がゼロなんですよね。11 月から計画を出されて、その初めの月が計画ゼロと。

助役はこの点、何度かお聞きしますと、この回収率 70%、府下平均というのは努力目標であるというようなこともおっしゃっていて、1 円でも多く集めたいんだとおっしゃっているんですけども、その 1 円も入ってないわけですよ、11 月ね。こういう計画で、あと入金の予定、この計画自体、やっていけるのかどうかということをお聞きしたいんです。

例えば、この 11 月入金ゼロであった原因ですよ。何でそういうことになったのか。その点をお聞かせ願いたいのと、その根拠ですね。助役がおっしゃっている今後二、三年で 70%、金額にすると 3,300 万集まるという根拠ね。毎月どんなペースで金を集めるつもりでいらっしゃるのかね。11 月がゼロでしょう。これはどういう根拠をもって入金の予定をつくってはるのか。

その点をお願いしたいのと、それからこういう基金の保有率がほんとに低い、府下最低だったということが、市長も 1 年間ほどご存じなかったと。府から指摘されて、こういう問題が議会で発表されるまで 1 年間ほど知らなかったと。議会の中でもなかなかこういう実態がわからなかったということで、こういうチェック機関としての働きといいますか、こういう報告の仕方などにも問題点が

ないのかどうかね。その点、どのようにお考えになっているのか、お答えください。

議長（成田政彦君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 同和更生資金の回収の件で、私どもはまず努力目標を設定しております。これは議員おっしゃるとおり、大阪府下の回収率が約70%。まず目標を立てて、私どもは回収に努めております。11月がなかったということは、たしか二十数件回ったんですけれども……（大森和夫君「19件」と呼ぶ）済みません、19でしたか、回ったんですけれども、協力は得られなかったという結果でございます。一部、12月に納めたいなというような関係の方もございました。

私どもは、とにかくこの更生資金の回収につきましては目標を設定いたしまして、それに向けて努力するという御理解をお願いいたします。議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 助役ね、もちろん目標を持って回収されることというのは否定されることではないので、それはもう当然必要なことだと思うんやけども、集金、回収できるめどといいますか、中身がないのにこういう計画を押しつけるということは、例えば職員の皆さんだって大変でしょう。これはもうこういうことで回収できませんよというのは、市長は顧問弁護士に相談されて何度も指摘されていることなんですよ。

そやから、この11月はゼロということから考えて、今この時期に至って助役、そんなん、目標です、目標ですということはいけないと思いますよ。本来でしたら11月にこの回収計画をお示しになる時点で、毎月幾ら入金为目标にしますかと。それから、市内はいつまでに回りますとか、いつから市外へ回りますとか、そんなふうなことの目標をね、ちょっと何でもそういうことで努力目標で済ませないことは明らかでしょう。これは市の大事な財源ですよ。市長は何度もおっしゃってますよ、滞納は許さないと。こういう立場で迫ってもらわなあかんのに、幾ら市民の税金をむだにする気でいらっしゃるんですか、逆に。努力目標とおっしゃるけれども。

それで、今、市内で貸付基金で未納者というのは229件ですわ。実人数151件。このうち9、

10、11月で166件回っているんです。ほぼ7割ですか、集めていて、大体の傾向はわかりますでしょう。

助役にお聞きしますけども、もう一遍3,300万、どのような形で回収するのか。努力目標はわかりましたけども、そういう展望をきっちり示してくださいよ。12月は幾らなのか、毎月幾ら集めるつもりであるのか、市内はいつまで回るつもりであるのか。努力目標でも、集金、回収できるめどというのをはっきり示してください。そやなかったら、努力目標というたって、今言うてるのやったら、全然見通しのない計画を押しつけていることになりますよ。その入金できる中身、それをきっちり示してください。

議長（成田政彦君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 中身は、今現在お示しするわけにはいきません。私どもは精いっぱい徴収に努力するというでございます。

12月は少しというのは、1件の方が12月に入金したいなということでございます。まず生存者、議員おっしゃるとおり、市内には229件がでございます。市外には46件と。まず、時効到来者の方の市内から我々は回って回収いたしたいなということで、今現在、約百五、六十の件数を回っております。

あと残りの分も来年にかけまして回る予定でございますが、我々は、額を示せというたら、今のところ額はお示しするわけにはいきません。少しでも多く回収いたしたいなということでございます。これはあくまでも回収計画じゃないんです。努力目標として我々はこの額を設定しているので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 議長ね、これ、どないせえというんですか。3,300万という目標だけ掲げて、その内訳は全くお示しできませんで、努力目標ですと言うて、1銭でも多く、1円でも多く集めたいですと言うて、11月、1円も集めてないんですよ。こんなめちゃくちゃな話、助役、ありませんよ。ちょっとひどいのと違いますか。この計画、出していただけませんか。そしたら、どうやって3,300万 これ、府の平均というたっ

て、助役、集めたって府の平均ですよ、70%集めたって。集めたって、1,000万以上の欠損が出るんですよ。これ、どうやって責任をとるつもりですか。

市長にちょっとお答え願いたいんですけども、これはもう回収見通しをつける計画でも何でもないんじゃないですか、この計画というのはね。これじゃ、今ほんとに財政難で、ほんとに助役がおっしゃるように、1円でも多く集めなあかんと思うんですわ。市は財政がこんな大変な状況で、税金も府下最低、同和厚生貸付金回収も府下最低、これじゃ、みんな市民が納得せえへんというのは、市長もおわかりのことだと思うんです。

このような形で、助役は1円でも多くと言うけども、1円も入金がない状況ね。計画自体の根拠も示さない。そういう計画を押しつけるやり方というのは僕は問題があると思うんですけども、市長の見解はどうでしょうか。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 厚生消防の方でいろいろ議論いただきまして、我々の方も一定の考え方を申し上げております。それは、額と率というのはあるんですけども、我々は回収率を府下平均ぐらいにしたいと、こういう言い方をさせていただいております。ということは、現実に回収できない部分も当然あるわけですね。これはやっぱり法的にきっちり処理せざるを得ないというふうにも考えております。

それで、回収見込みのある分については、さっきも話が出ていますが、本当に努力をして、時効到来分であっても、最大限の努力をして1円でも多く回収できるようにする、こういう姿勢で回っているわけでございます。

たまたま11月は、ずうっと回って即入れていただけてはおりませんけれども、ですからいろいろ波はあるかというふうに思いますけれども、その中で最大の努力をして、目標回収率に少しでも近づけると、こういう努力を今後もいたしたいと考えております。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 市長ね、これはたまたまじゃないんですよ。もう市外の回れる件数というた

ら限られているんですよ。9月67でしょう。10月80件でしょう。11月19件ですよ。それで12月の初旬に聞きましたら、まだ1件も訪問できてないんですよ。たまたまと違うんですよ。そういう計画なんですよ。助役がおっしゃったように、目標と言うけども、何の目標に向かって行くんですか。回収の根拠も示さない。何の目標に向かって助役、行くというんですか。

それから、回収できない部分もあると市長おっしゃるけども、その部分が幾らで、回収できる部分が幾らということも全く助役、答えられないんですよ。そういう計画なんですよ、市長。市長がおっしゃるような根本的に回収できない部分が幾らなのか、これさえはっきりできないような計画ですよ。そういう計画で押しつけて、この問題をうやむやにしている、そういう結果になるのと違いますか。その点、最後にお答えください、市長でも助役でも。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 欠損処理するにしましても、やはり大阪府の資金が3分の2入っているということがありますから、3分の2と3分の1ですから、市単独ではいきませんで、この後の処理については、大阪府とも協議をいたしているところでございます。したがって、今後その処理の範囲なり額なりということをお大阪府と協議をした中で、一定、府の理解もいただいた中でしていく必要があると、このように考えております。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） では、簡単に質問させていただきます。

42ページの住宅管理費の関係なんですけど、修繕料1,700万ですね。これは宮本、前畑の空き家の改修だというふうにお聞かせをいただいたんですが、戸数等についてどうなのかですね。

それと、この戸数分がすべてあいた空き家分を網羅されておられるのかですね。そこらあたりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、住宅の方も建設以来かなり年数がたっておりまして、聞き及んでいるところでは、空き家を改修するにしても、1軒当たりかな

り高額になっている。以前に比べるとかなり高額になってきているというふうにお聞かせをいただいているんですが、そこらについて、古くなれば年々増加傾向になってくるというのは当然の話なんです。それとあわせて、予算が伴っているんですかですね。その辺どうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、住宅の戸数でございますが、前畑、宮本を合わせまして9戸分予定しております。

それと、すべてが現在空き家なのかということでございますけれども、老朽化してきている中で、確かに御指摘のとおり、修繕代についてはかなり高くておるといのが現状でございます。9戸分で大体1,000万ですので、1戸当たり100万余りかかっているというのが実情でございますので、よろしく願いいたします。

それと、9戸分がすべて空き家なのかということだったと思うんですけども、修繕する9戸分がすべて空き家なのかということでございますが、空き家として我々解釈していますので、例えば当然準備した中で空き家が9戸あるということで補正させていただいてるということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 何か部長の答弁を聞いてたら、ごっつい意味あるのかなと。私は別に深く考えない単純な男ですから、単純に聞いているだけなんで、今の説明ではちょっと計算も合わないんです。9戸でしょう。それで補正で挙がってるのが1,700万ですから、100万以上、部長がおっしゃられた倍の金額だというふうにはまず1点思います。

それと、私が聞いたのは、9戸ですから、当然空き家だということに思っているんですが、私がお聞きをしたかったのは、現在空き家として9戸分しかないのか、空き家としてもっとあるんじゃないんですかという意味での質問をさせていただきました。それがまず1点です。

それと、年々増加して、古くなってきてますから、修繕料が増加傾向にあって当然なんで、それ

と修繕費の予算計上の仕方が、老朽化した部分と整合性を持っているんかという質問です。それが質問趣旨ですので、それに基づいて御答弁いただきたいというふうに思います。

それとあわせて、この際ですからお聞かせをいただきたいんですが、本来市が修繕をしなければいけない部分ですね。その費用、それと居住しての方が修繕する部分、当然これは分けられるべきだということに思うんですが、過日の住宅の訴訟の関係でいいますと、いろんな計算事例があるんでしょうけども、市が市営住宅として補修しなければいけない金額というのが非常に少なかったように思われるんです。そこらとの整合性についてはどうなのか、この際お聞かせをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 市営住宅、宮本、前畑の空き家でございますけれども、これにつきましては、今現在で19軒空き家があります。その中で、今回補正に挙げております9軒を改修するというので、その1,700万のうち620万円につきましては、前畑B棟で火災事故がありまして、その中で620万円、火災のための修繕費用が要るということで御理解のほどお願い申し上げます。

それと、修繕の増加でありますけれども、これにつきましては当然、相当年数も古くなっておりまして関係上、修繕箇所も多くなっているということも一因という形で御理解のほどお願い申し上げます。

それと、市が修繕すべき箇所、入居者が修繕すべき箇所、これらの分につきましては、当然、入居者の修繕につきましては、公営住宅法と市住宅の条例によりまして、それらを精査した中で市が行うべき修繕については、今回私どもの職員によりまして修繕箇所の設計なりを組んで修繕を行うということで、今回火災の分も含めて1,700万円の修繕費用を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） わかりました。620万

が火災の分ですね。その分も入ったということですね。ただ、この620万というのは、後で火災保険金として市の方に入ってくるわけですね。ですから、当然その620万円分については、修繕費用に補てんをされるという解釈でいいのかどうかですね。その点1つ。

それと、やはり財政が厳しいですから、19戸空き家があると。その現実の中で、その約半分しか補修ができないということですよ。そういう解釈でよろしいんですね。

うなずきも何もないので、ちょっとわからないんですけども、そうだとするに解釈をさせていただきますと、やはり今、市営前畑にしたって宮本にしても、入居を待っている方がたくさんおられるんですよ。これが修繕費用を担保できるのであれば、勢いあと10戸分入居が可能になるんですよ。そこらあたりについても十二分に考えていただきたいんですよ。やはりこれだけ厳しいですから、市営住宅にも入りたいという方が結構いてはるんですね。その人たちの要望にこたえるがためにも、あと10戸分ですから1,000万円あればざっと修理ができるのかなというふうに考えますので、そこらあたりどうなのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、訴訟の関係との考え方が明らかにされなかったのが非常に残念ですが、もし答えられるんでしたらしていただきたいなというふうに思います。

それと、意見だけにしておきますが、保護費の関係ですよ。それも非常にふえてきているというふうに思いますので、答弁は要りませんけれども、この間でも大阪府からの事務監査等が入ってきてるというふうに思います。金額が非常に高くなってきています。こういった社会情勢ですから一定仕方がない部分があるというふうに思うんですが、やはり精査すべきことは精査し、また指摘事項は指摘事項として重く受けとめて、日々の職務執行をしていただきたいなというふうに考えてます。

住宅の関係だけ、ひとつ答弁をお願いします。

議長（成田政彦君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） まず保

険収入、これにつきましては23ページ、雑入で620万円を計上させていただいております。これもちまして一応費用は当然市の方で立てかえ、保険収入で入ってくるということでございます。

それと、半分しか修繕できないということにつきましては、今の空き家については19軒あるわけですが、今回宮本の2棟、3棟につきまして10軒あいております。これは政策空き家という形で、来年度一応基本設計、実施設計、それで建てかえという構想がありますので、これについてはできるだけ政策空き家で置いときたいということでありまして、よりまして、ことしの上半期には8戸修繕いたしまして、それも約1,000万円要っております。それで、毎年1,000万円ずつぐらいの改修費用で賄ってきたわけですが、今回待機者も多い中で、できるだけ補正をつけていただきまして、たとえ9世帯の方でも多く入居していただきたいということで、今回この補正を組ませていただきました。

また、訴訟の関係でございますが、これにつきましても、当然入居者が建て増しとか増改築もされております。その中で、先ほど申しましたけども、公営住宅法、また市条例によります市が行うべき修繕、それについてどこまで認めるかということを経査した中で、今回市が行うべき修繕箇所についての金額をはじき出していただいたという経過でございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

松本議員。

11番（松本雪美君） 32ページの知的障害者福祉費の中で扶助費についての御説明をお願いします。

それから、34ページの保育所費の中の需用費、それから44ページの学校施設整備費についての御説明をお願いします。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、32ページの知的障害者施設扶助費について御答弁申し上げたいと思います。

知的障害者福祉費の扶助費136万3,000円の補正でございますが、これにつきましては、1

2月1日付で砂川厚生福祉センターへの知的障害者の措置が1名ふえたということでの補正でございます。

それと、34ページの保育所費の需用費176万2,000円でございますが、これにつきましては、まず修繕費の48万円につきましては、信達保育所の廊下の人工芝、これが相当傷んでおりますので、これの張りかえ補修という形で補正をお願いしているものでございます。

そして、給食材料費の128万2,000円、これにつきましては、入所児童の増加に伴いまして給食材料費に予算不足が生じてきたため、その不足額について補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 44ページの教育費の中の小学校費、これの学校施設整備費の内訳の御質問がございましたので、お答えいたします。

補正額は299万円でございます。理由は、市立小学校における来年度の入学児童、これを推計いたしましたところ、樽井小学校で普通教室、砂川小学校で養護教室、各1教室が不足となることが予想されております。そのために空き室の転用として整備するための費用ということで、修繕料を299万円計上させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 今、御説明していただいた知的障害者福祉費の分は、砂川センターに入所されている方がふえたと、こういう状況ですけど、これは府の施設になってますけど、泉南市内でも通所施設ということで施設があるわけです。

私が一般質問でも質問させていただきましたけれども、そういう施設、福祉センターなんかも、府の施設も、当然入所されている方も支援費の制度で新たに来年度からそういう形で実施されることになるでしょうし、泉南市にある通所施設についても、質問させていただいたら、入所されている皆さん、それから施設についても、今よりか悪化するようなことのないようには十分に努力をしたい、そういう思いでお答えをいただきました。

サービスが低下することがないようにということで応分の支援、助成をしていきたい、そういう御答弁もいただきました。

ただ、私がちょっと心配しているのは、そういう施設の運営にかかわっては、他市の状況を見て、各市と歩調を合わせていきたいと、こういうふうにお答えをいただいたわけですが、今度の支援費制度は、市が自主的に市の裁量でそういう上乗せとかというような状況も作り上げていくことができると、そういうふうにいるんですけど、そのことについては、国が決めたもので実施せなあかんということではなく、市が独自でその基準をつくっていけると、そういうふうなこともできると聞いているので、その辺についてお答えしていただきたいなと思います。

それから、2点目の保育所費のことですけれども、これも一般質問でお答えが不十分だったので、私はものすごく心配しているんで、その点について、信達保育所の改修、人工芝を張りかえてということで、当然今コンクリートがむき出しになっている部分、子供たちがけがをしたら大変だからということでそういうふうな補修が行われるということですけど、実際にはその部分だけの補修では不安で仕方がない。保育士さんたちも、何とかならないものかということで、児童課の方には絶えず施設の改善についてはお声をかけさせてもらってるということでありましたけれども、これから後、どのような対策を講じていかれるのか。大規模改修をするということで方向づけされたけれども、全くその計画には乗らずに放置されてきたまま、もう数年、五、六年たってるんじゃないですか。大規模改修をするということが机上には乗っていない、このことが問題だということで指摘をさせていただいたので、その辺について、具体的に今後どうされていかれるのか。

その実態をつかんでおられる状況は、この前もお答えいただいたし、現場も見ていただいていると、市長さんもそういうふう現場の状況は知っているということでしたから、その辺お答えをさせていただきたいなと思います。

それから、もう1点、学校施設の問題ですが、これは小学校の児童・生徒が増員になったので教

室を整備しないといけない、こういう状況でありましたけれども、トイレの改修なんかにつきましては、特別に国が補助金制度をつくったわけですよ。

だから、施設整備について、それこそ学校施設、私たちは今までぼろぼろ校舎というような表現をさせていただいて、何かもう胸が痛い思いで、でもそれは余りいい表現じゃないから、これからはそんな言い方をしないでおこうと。何かそういうふうに思いながら今日まで来て、教育委員会の方でもちょっと手を入れれば十分に、先生たちが日常的に学校の施設についてこんなひどい状況をとやうてる思いが少しでも改善されるということで、たくさんのお金をかけなくてもここまでのことができたんだよということで、例えば信達中学校なんかでは、図書室として使われていた視聴覚室ですね、そこの中にあつた机といす、部屋の中に取りつけになっていたその机といすを撤去して、図書室で子供たちが休憩時間や、またそういう読書の時間として、先生たちと一緒にそういう読書指導も受けながら、読書の喜びもその中でということで図書室が整備され、全部その机といすが撤去されて、みんなで輪になって読書の感想を述べ合ったりとかいうことで、ほんとにフロア的な役割ができるような図書室になった。ほんとに皆さん喜んでおられますね。もう天と地ほどの違いですわ。

だから、私は今、教育委員会の方では大変努力されているそういう状況については評価したいと思いますし、多額のお金をかけなくてもまだまだこういうことができるんだというふうに、そういうものを努力して今後も続けていっていただきたい。もちろん耐震診断で建設の補強をせねばならない、そういうのはわかりますけれども、そうでない部分の改修も十分できる状況でありますから、特に国が補助金をつけて、全国的に傷んでいる学校のトイレを整備しようという方向づけをされたわけですから、そこで泉南市として今後どういふふうに対応されていかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） ま

ず、支援費の関係でございますが、これにつきましては議員も先ほど言われましたとおり、支援費につきましては市内のそういう施設もすべて対象になってきます。

それと、支援費の単価的なことでございますが、さきの一般質問にもお答えをさせていただいたとおり、支援費というのは、圏域事業ということになりますので、我々といたしましても、泉南市だけ特別な単価ということとはちょっと難しいというふうな中で、やっぱり近隣の市町ともよく似たようなんですか、同じような単価に設定しなければいけないというような考えを持ってございます。そして、できるだけほかに何か支援できるようなことがあれば今後考えさせていただきたいということで、措置されておる人たち、利用者にとって、我々といたしましては、低下することのないように今後とも努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そして次に、保育所の修理の関係でございますが、これもさきに一般質問でも御答弁させてもらっておりますとおり、来年度につきましては、これは予算的な関係もございまして、我々といたしましては窓枠の改修に取りかかりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、ほかいろいろとたくさん傷んでいるところ、またシロアリの被害に遭っているところ等々ございまして、これにつきましても我々といたしまして順次改修に努めてまいりたいという考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 学校施設の整備という観点で御質問がございました。お答えいたします。

建物の維持保全には毎年、教育委員会としても努力はいたしております。ただ、本市の人口規模に相違して非常に学校・園の数も多いということなので、その辺の1つの学校ごとの整備ということになかなか手が回らないのが現状でございますが、御指摘のように、私どもも創意と工夫を發揮して、できるだけその経費の有効活用を図って、いろいろな支障のあるところ、あるいは目的の 教育自

体も新たな展開に入っております。そういう目的にかなうような、そういう整備に向けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） せっかく国が補助金を出して、傷んでいるところを修理したらどうやというふうなことで全国的にそういう制度の通達が来ているでしょうし、そのことについて、来年度の計画があれば聞かせていただきたいと思うんです。まだまだこれから来年度予算についても今後の企画をされていかれると思うんですけど、実際には大変だと。このまま放置しておくのはやっぱりぐあい悪いなど、何かいい方法はないかと、そういうふうなことで考えておられる教育委員会のお考えも聞かせていただけたらうれしいと思うんですよ。

もちろん、そういう整備をした 泉南中学校でもおトイレの改修をされましたよね。で、各中学校の傷んだところは毎年実施していかれるのかなと思って期待をしてたんですが、特別なことは今年度はなかったように思いますよね。学校も地域教育協議会なんかもつくって、地域の人たちと一緒に子育てをしていこう、そういうことで文部科学省もそういう制度づくりも行ったわけでしょう。で、PTAの皆さんも、先生たちも、子供たちも一緒になって、学校で、また地域で、本当に豊かに育つようにみんなが守っていこう、そのためにはやっぱり、学校の施設がぼろぼろではぐあい悪い、心の荒れがそこに出てくるんじゃないかという、そんな思いでいっぱいなんです。だから、施設をちゃんとしたいという、そういう思いを持っていらっしゃる教育委員会は、今後どういうふうに検討されていかれるのか、実施する計画があればお聞かせ願いたいと思うんです。

それから、支援費制度では、そういう基準については国の決めた以外やってはいけませんという、そういう決まりはないでしょう。ないのと違いますか。先ほどおっしゃったのは、単価については泉南市だけが特別な単価を決めることは難しいんだと、こういうふうにおっしゃいましたけど、支援費制度はそういうふうにはなっていないでしょう。必要とあるならば地方自治体、市町村が決めれる

ことになってると違いますか。その辺のことをお答え願いたいということで、私は質問させていただいたんです。その確認だけしてください。

それから、保育所については、何度も同じようなお話をさしてもらうのはほんとにつらいんですけどね、この1カ月ほど前にはイオングループがりんくうタウンに進出の話がありまして、空港委員会で私もその話を聞いたときには、男里浜の交通事情が大変やから、こんなんが来たらどないなるんかという心配を質問させていただいたんです。そのほかの議員さんたちも、道路事情についてはやっぱりこれはえらいことやなということで、イオンそのものも道路事情については言うてましたでしょう。

議長（成田政彦君） 松本議員に注意します。質疑をしてください。

11番（松本雪美君） で、そういう中で、たった1カ月しかたっていないのに、もう市長さんは15年から18年の取り組みを発表されたわけです。この保育所の問題は、今に始まったことではありません。もう早い時期から、もう何年も前からシロアリの被害をずうっと言い続けてきても、そこにお金をかける姿勢を示さない。福祉事務所として大変だと言いながら、財政と予算折衝しても、そのことについてはなかなかいい方向づけをされてこなかった。だから、メンテナンスが不備なためにどんどんひどくなってるじゃありませんか。そうと違いますか。

だから、私はやっぱり今緊急に必要なこと、地方自治体としての役割を果たしていただきたい。大規模改修ができない。できない理由は一体何でしょうかね。（巴里英一君「銭がない」と呼ぶ）お金がないからといって、ほっとくわけにはいかない状態でしょう。違いますか。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 学校施設の関係でお答え申し上げます。

私どももできるだけほんとは大規模改修に入りたいわけですがけれども、ただ、教育委員会の所管の関係では耐震予備診断というのが今年度で一応終わりますので、それで整備計画を立てたいと。そういうことで、当面は各施設の緊急度あるいは

重要度を見詰めながら維持保全に努めてまいりたいと考えております。

ただ、これまでもそうでございますけれども、国・府の補助制度、これには大きな関心を持っておりまして、その動向には絶えず注目をいたしております。で、有効にそういう制度を活用して今後やってまいりたいと、そう考えております。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか

〔松本雪美君「ちょっと待ってくださいよ。まだ答え、してくれてないのに」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 島原議員。

〔松本雪美君「そんなん、ちょっとおかしいですよ。何で質問の答えさせないんですか、議長。そんなこと、やめてくださいよ。まだ大田さん手を挙げてはるでしょう。私もまだ質問ありますよ。やめてください、そんなん。

そんな強硬なことしたらだめですよ」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 松本議員に述べますが、僕は強硬ではありません。3回となっておりますので、これは強硬というより議長の裁量で行っています。

〔松本雪美君「2回しかやってないですよ」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 3回やったよ。

〔松本雪美君「答えてくれてないじゃないですか。答えなっていないのに何で」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

島原議員。

〔松本雪美君「ちょっと待ってください、議長。議事進行。そんなむちゃくちゃなこと、やめてくださいよ。大田さんが手を挙げてくれるでしょう。私が確認したいと言うてることも答えてないんですよ。さっき大森さんには4回もやらしといてね、私、何で3回ですか。何てこと言うんですか。なんていうこと言うんですか」と呼ぶ〕

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 質問者が質問した、最低それに対する答弁ぐらいはさせるように、やっぱりこの場というのは、議員の審議権が最大に保障されなければならない場でしょう。ですから、本

人が手を挙げて質問をしようとしているわけですから、最低それぐらいの質問はさせる、こういうことで運営いただきたいというふうに思うんですよ。

議長（成田政彦君） 質疑の途中ではありますが、1時10分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時12分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議を継続し、議案第3号に対する質疑を続行いたします。質疑はありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） ちょっと気合い抜けしても力が入りませんが、3点ばかりお伺いをいたしたいと思います。

1点は、26ページの款9企画費の関係で、負担金、補助及び交付金の補正額の財源内訳の中に入ってるんですが、この中で助役さんの御答弁では、泉州南広域行政研究会分担金が入ってるんですが、これは合併との関連で、従来、広域行政というのは私も理解をしているんですが、岸和田以南、泉南市までかどうかちょっと忘れましたが、岬町まで入ってるのと違うかと思うんですが、これはもう少し広域の行政区域、範囲ということについてお示しをいただきたいと思います。今、話題になっております合併問題との関連で、どういう形で今後こうした広域行政の中で意見反映をしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。これが1点です。

もう1つは、27ページの款13の地域振興費の関係ですけれども、これは今回の補正予算では人件費の関係しか組んでおられないんですが、本市の言う地域振興という視点から、年末もあとわずかでありまして、行政としての地域振興の具体的な対策といいますが、本市の場合はどういことをやられておるのか、もっと具体的に説明をいただきたい。一時は地域振興券1回だけ発行いたしまして、地域の活性化につながるような施策も国の指導で行われたわけでありまして、その後どうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、民生費の関係で生活保護費、35ページなんですが、この生活保護費の関係は、現在の状況はふえつつあるのか、減少しつつあるのか、お答えをいただきたいと思うわけですが、これらの関係について、今申し上げましたように今回もかなり一般財源 特定財源も入ってますけども、組まれているわけです。この状況について御説明をいただきたい。世帯数が上がってあれば、どれぐらいの世帯数なのか、件数について 名前を言うと個人のプライバシーの侵害ということに該当すると思いますので、件数だけでも上がっておればお答えいただきたい。

それから、従来、生活保護者は、テレビを置くとか冷蔵庫を置くとか、そういうことは一定の制限、制約があったようですが、若干規制緩和をして、テレビ、冷蔵庫 自動車はどうかわかりませんが、そういうものの規制は今はどうなっているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

この議題の用には供してませんが、議長、決算審査報告の中でお尋ねをすればよかったんですけども、この審査報告の質疑応答の議事録をいただいているんですが、この中に質疑の段階までは入っているんですが、本来地方自治法からいいますと、まず質問、討論、採決、こういうことになるわけですね。ことしの決算委員会もそういう形式をとられてやられて、こういうようにまとめておるんですけども、肝心かなめの最終的な討論、だれが賛成した、反対した、どの会派がどうだということは一切載ってませんわね。

これは時間的に間に合わなかったのかどうかわかりませんが、どの党派、どの会派が賛成討論したのか、反対討論したのか、これはわからないので、こういうことがないように、決算審査委員会の段階で出た問題点については、全部議事録に収録するというふうに一ひとつご配慮いただきたいというように、これは意見ですから、要望しておきます。

以上です。

議長（成田政彦君） はい、わかりました。石橋政策推進課長。
総務部政策推進課長（石橋康幸君） そしたら、

私の方から、26ページの負担金の52万6,000円について御説明させていただきます。

この52万6,000円、負担金でございますけども、これは合併との関連、そしてその範囲はという御質問かと思えますけども、これは泉州南広域行政研究会ということで、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町の3市2町で合併を視野に入れて調査研究を行っていかうということの中で、調査研究を行う中で報告書の作成、そしてまたホームページの立ち上げ経費等を予算化させていただいてるものでございます。

そして、島原議員が言われてました岸和田以南5市3町の広域推進協議会と別個なものということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 若野市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼地域振興課長（若野和敏君）

それでは、私の方から、地域振興費、27ページの御説明をさせていただきます。

私ども地域振興課では2つの係がございます。1つは地域振興係と、もう1つが商工振興係の2係でございます。そのうち地域振興係におきましては、NPO、NGO、ボランティア活動、それからABC委員会の総合窓口、さらには法律相談、市民相談、行政相談、各種の相談業務を承っております。

先ほど議員御質問の地域振興券、これは商工費の部類になるかと思いますが、私ども地域振興係といたしましては、今各種の相談、それから先ほど申し上げましたように、ボランティアの皆さんやNPOの皆さんの調整役をさしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、生活保護についての御答弁をさせていただきます。

まず、生活保護の状況でございますが、平成12年度では平均で811人、世帯数で申しますと477世帯、それから13年度の平均になりますと900人、そして世帯数では533人ということでございまして、平成14年の9月時点でございまして、保護人員が998名、保護世帯が59

0ということで、年々増加しておるといのが実情でございます。こういうように長引く不況によりまして、リストラとかそういうような中で、そういう影響でふえているのではないかなと、このように考えておるところでございます。

それと、生活保護のテレビ等の制限なんです、制限されておりますのは自動車ということで、テレビとかそういうのは制限の中には入ってございません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） この合併問題に対する広域行政の関係ですが、市長の方からいろいろ御答弁をいただいているわけでありまして、これは今回回答ありました3市2町ですか、の段階で研究検討された結果を報告書にまとめるためと、こういうことですが、本来、合併の流れとしては、一応泉南市は泉南市だけで議会に一定の方向づけをしていただいて、それからあと、市民の選択をどうするかという問いは、またその後になると思いますけれども、私はまず基本になるのは、そのまちの、その市の町民であり、市民の感情、考え方というものが優先されなきゃならんというふうに思うんです。

この前も質問しましたように、じゃ、執行者として市長がどういう判断をしていくかということがまず第一ですけれども、私はまず、例えば今回議会に特別委員会を設置されておるわけですが、手法としては、まず市民に例えばアンケートならアンケートを出して、いろいろな項目があると思うんですけれども、極端に言えば合併に賛成ですか、反対ですかということの問いかけをやってもしかるべきではなからうかなというような考え方をします。

ですから、私は合併の委員の中に入ってませんが、本来そういう作業をまずやるためには、何といても市民の意思 この前、3カ月ほど前になりますけれども、泉佐野商工会議所の青年部から各議員さんにもアンケートが届いておったと思うんですが、私はきちっと出しました。

そういうふうには私は手法としては、今やられているような方法もありますけれども、基本的には

まず市民の意見を聞いてみてはどうかというふうに思います。これは立場が違いますからとやかく申し上げませんが、本来やっぱり合併問題の大前提は、市民がどう考えているかということ行政なり議会がきちっと掌握をして、その中でその判断をしていくことが大事ではないだろうかと。だから、合併するのでも、岸和田以南なのか、あるいは貝塚以南なのか、今回の場合は泉佐野、それから田尻、泉南、阪南、岬ですけれども、そういうことも含めて総合的に1回、来年まで時間もありますけれども、新年度までにそういう立ち上げをするのであれば、私は行政の方も一定市民の意見をやっぱり事前に聞くことも大事ではないかなというふうに思うんです。

そういった意味で、もっともこの合併の選択肢というのはかなり重要な問題もたくさんあると思いますので、今のような形で立ち上げるのも結構ですが、市民の意見を私は最優先すべきではないかなというふうに考えております。

このことについて、単に今御答弁ありました3市2町だけの集約を市民に配るということではなしに、その前提としては、やっぱり市民の声、意見をその中に入れていくということが大事ではなからうかなというふうに思います。そのことについて所、管の御意見を伺いたいと思います。

それから、議会でも、今申し上げましたようにせっかく委員会を設けておりますので、ぜひひとつこれは議長の責任でしょうけれども、予算的には対応していただきたいというふうに思います。

それと、地域振興のことで、大変困難、難しい問題もあると思いますけれども、やっぱり商工会等を中心にして、月に何回か、あるいは年間何回かわかりませんが、地域振興のために、行政だけの判断だけではなしに、例えば地元商店街なり商工会等の方々との意見交換も行って、こういう不況のときの年末対策とかいろんなことがあると思うんですが、こういうことの新しい施策というものは考えられていないのかどうかですね。過去どのようになされておったのか、あればお答えをしたいと思います。

それから、生活保護費の問題ですが、これは市

の持ち出しも随分ふえてまいりました。この生活保護の適用を受けるという上限ですね。これは所得の関係が1つはあると思いますし、その家族に身内がないということが前提であるでしょうし、生活保護の認定は随分と厳しいと聞いておるんですが、簡単で結構ですから、その認定の基準について、ひとつお答えをいただきたいと思います。

それと、議長、大変失礼ですが、先ほど申し上げました決算審査の議事録の関係ですけれども、これはできれば、予算委員会の中にもこれが抜けておったかどうかちょっとわかりませんが、総括までは入っているんですけど、その後の討論で、今申し上げましたように、どこが賛成した、どの会派が反対したというようなこともありませんので、質問した側、あるいは立って討論した側からいえば、これはちょっとおかしいじゃないかと。

例えば市政研ですと、私なら私が賛成討論しましたよということのうち会派には報告をしているわけです。それで結構ですよということで了解もいただいていますから、この議事録に入らなかった わからなきゃ別ですけども、わかっている範囲で、なぜそういうことが入っていないのか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 島原議員さんの1点目の質問の関係でございますけれども、泉州南広域行政研究会、ことしの8月26日に泉佐野、田尻も含めて3市2町で発足したわけでございますが、現在その中での作業として、市町村合併に係る調査研究報告書というものを作成中でございます。この前、中間報告について各議員さん方にもお示しをさせていただいておりますけれども、その後の作業がかなりあるということで、それについて今回負担金として支出しようとしているものでございまして、この調査報告書が来年の3月末をめどに作成するという予定になっております。

その後、今、島原議員言われましたように、地元での説明会等を考えておるわけでございますが、来年の5月ごろに各地域でこの報告書に基づいて十分説明をさせていただいた中で、市民の意見等

もここで拝聴さしてもらおうという考え方であります。また、5月末にはシンポジウム等も検討いたしておりますので、十分意見は聞かしていただけるのではないかとこのように考えておるところでございます。

それと、この12月の臨時会で議会の方も特別委員会を設置されておりますので、この後、この辺の動き等については十分説明をした中で意見を聞かしていただいて、一定の方向性を見出していきたいということで、今回この調査報告書の補正予算ということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 若野市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼地域振興課長（若野和敏君）

地域振興課の商工振興係としてのこれまでの状況をお伝えさせていただきます。

今、御質問で商工会とどのような議論を交わしているのかとお問い合わせもありました。商工会とは、ここ2カ月に1回か、もしくは2カ月に3回ぐらいの割で勉強会をしております。

内容としましては、今後の商工をどう持っていくかということ、これは私どもが商工会に職員と一緒にいたり、また事務局の方に来ていただいたりして、せんだって勉強会をしたところです。

商工会の方の情報の提供やら私どもの行政の情報の提供をあわせてしております。ちなみに、商工会さんの方でも、年末の状況ですから、取引の相手さん方が不幸にも倒産された場合にはどういう手を踏んだらいいか、また倒産のおそれがある場合にはどういう方法を論じたらいいかということも議論もさせてもらっています。

また、融資の問題につきましては、どの融資が事業所さん側に有利であるかという話もさせておりますし、せんだっては商工会の企画委員会の方にも私ども行かしていただきまして、これは伝市メールのセールですが、行政が考えている将来の商工業振興ということで1時間ほど議論を述べさせていただきました。

いろんな御質問をいただきまして、その意見交換もさせていただいております。のみならず、これは商工会だけじゃなくて、商店連合会、それから商品券連盟の皆さんともいろいろな意味で交流

もさしていただいております。年末、大変な時期ですので、少しでもお力添えになればと思って協議を持っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（成田政彦君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 生活保護の基準ということでお答えしたいと思います。

まず、生活保護の水準ですけれども、ご存じのように健康で文化的な最低限度の生活を維持するためということで、中身につましましては、生活保護法等により規定されておるわけですけれども、その要件に当てはまればということになるわけですけれども、最低限その家庭で利用できる資産、年金、手当、それから給付金などの他制度に基づきますそういう給付、それから親子などの扶養援助、それから自分たちの働く能力など、そういうあらゆるものを、他法優先というんですかね、そういうものを活用していただいて、なおかつその生活水準ですね、これは国の方で定めておりますけれども、そういった金額の収入がないということになれば生活保護法の適用ということになります。なかなか一言でちょっと申しにくいんですけども、一応そういう基準を達成した場合には法の適用ということになりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 島原議員の私に対する意見ですけど、十分島原議員の意見を反映したいと思いますので、よろしく願います。島原議員。

16番（島原正嗣君） これで3回目やから、うちは規律と常識を守る会派でございますので、3回でやめます。

市長、合併問題でございますけれども、首長段階でそのような研究会を設けて進めていただくのも結構ですけれども、ぜひひとつ、泉南市は泉南市としての議会の考え方、市民の考え方があるわけですから、余り距離を置かれまして、きちっと冊子にしようてから説明会ということもあるでしょうし、事前に議会の意見を聞くということもありましょうし、例えばどこどう合併するのか。あるいは泉佐野から岬町までということですが、この前も質問しましたように、それが吸収合併なのか、大同合併なのか、対等合併なのか、ちょっ

とわかりませんが、そこらあたりの視点に立って、せっかくこの前生まれた正副議長がおりますから、議会とも相談できるようにひとつ配慮していただきたいなと思います。

余り一方的に走り過ぎますと、田尻町のことを我々がごじゃごじゃ言う必要はありませんけれども、泉南市のことについては、長い歴史と伝統があるわけでありますから、例えば泉南市なら泉南市ということに全部大同団結してくれて、吸収合併ということになれば何も言わんでしょうけれども、堺市のように。けども、やっぱり吸収される方はいろいろ問題点が残ってくるのではないかと。地名、新しい市の名前1つにしても、ご存じのように淡路島等は町内でかなり押し問答があって、いろんな事件が発生するということもありますので、そこはよほど慎重に考えていただいて配慮してほしいなというように思います。

それと、これは意見にかえませんが、地域振興の関係でございます。これは今まだ正式に議会には御提案がございませんけれども、大阪府が要望しておりますイオンの進出の問題ですね。これはもう既に地域の例えば地元商店街とか、商工会も2カ月に1回か2回ほどお会いしてると、こういことですけれども、そういう説明は一定届いているのかどうかですね。その内容について、お聞かせいただきたいというように思います。

それから、生活保護の問題は、ほんとに非常に困っている御家庭もあります。よく知ってます、私も。知ってますけども、やっぱり一定の基準というのはよく調査して、適正な指導を行えるように、できれば生活保護を受けないような自立・自営をできるような、そういう行政としての指導も私は必要ではないかなと、環境づくりも必要ではないかなと。このままいきますと、年々、今御答弁がありましたように生活費の増大というものも、市の負担も膨張してきますので、そこらあたりはよく新しい視点に立って検討していただきたいなと思います。

それと、議事録の関係ですけれども、私はほんとに残念でなりません。きょうも実は賛成討論する予定でしたけれども、日曜日に出てきて、きっちり清書してつくっておったんですが、家に忘れ

てきて、ええかげんなことを言ってもちょっと困るなと思ひまして遠慮したんですけれども、我々は言葉一言一言が、特に私のような心臓の弱い人間は人様の前で物を言うのは大変です。

したがって、その政策に対する反対意見、賛成意見というのも、これは極めて市民にとっても私たちにとっても大事なことでありますから、そのことが議会でどう議論されたのかということがきちっとやっぱり資料として残るわけでありますから、ぜひ次からこういうことのないように私は配慮してほしいと。

以上です。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 2点目のイオンの進出の関係で商工会に説明しているのかということでございますが、現状では具体的に規模とかその辺はまだ出てきていないということでございますが、進出の関係の話があるということで、商店会連合会の方にはうちの空港の担当の方から情報としては流さしていただいているというのが状況でございます。また新たな動きがあれば、きちっとその辺の説明はさせていただくということで考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） ちょっと最後の補正予算に近いもの、もう一回3月には補正予算、最終のものが提案されると思いますが、それにしてもその補正予算はほとんど帳じり合わせと。まだあと出納閉鎖まで5カ月ある。そういう時に組まれる予算。この年度にまだまだ反映の余地を残している補正予算というのは今回が最後になるだろうと、こういう立場から質問をしてみたいというふうに思います。

1つは、25ページの退職手当ですね。非常にたくさんの額が計上されているんですが、これの財源、それから当初の見通しとどの程度違っているのか、この中身も含めてお示しをいただきたい。

それから、26ページの広域行政研究会ですが、先ほども質問がありました。私も重複するかもわかりませんが、いわゆる最終報告書ができるまで

の間、今の段階でまだ十分に6月の広報以外ほとんど、合併の国の基本的な考え方、これに類するようなそういう中身については披瀝されておりますが、具体的に市民が合併に対して持っているいろいろな不安、あるいはまた期待感、逆にね。こういうものに対して、市の方としては把握されないのかどうか。一般的な国の関係のそういう範囲での調査だけと。いわゆる下からの必要な調査、こういうことはやられないのかどうかですね。

私は、ここはやっぱり合併の性格、町の範囲が変わるわけですから、やっぱり地方自治の主人公である住民の皆さんが合併に対してどういう意向を持っているのか、どういう不安を持っているのか、期待を持っているのか、こういうことについては当然、事前によく聞いた上で、それらに答える報告書にすべきだろうというふうに思います。

このケーススタディー調査ですね、14年の3月に、中谷部長、出ておりますよね。これは、国が今回の合併でこういうことを考えてますよと、それに沿った調査なんですよ。下からの本当に住民の不安や意思にこたえるような調査ということにはなっていないんですね。こういうものを取りまとめるために52万6,000円、泉南市の持ち分ですね、こういうものをお使いになるのか。

この合併問題の基本のあり方からいえば、住民自治にかかわる問題という立場からいえば、これはちょっと何か重大なものが欠落しているんじゃないかと、こういうふうに思いますが、その辺はどうなのかですね。

それから、市長は合併問題で、田尻の町長から申しわけなかったと、議会でああいう答弁をしてみると、こういうことで、これは正式にどういう格好で話があったのか知りませんが、謝意的な、謝意を表されたと、こういうふうに言われたんですが、その後、中間報告書が出たことについての説明会が議会全体にやられているんですね。その場ではやっぱり議事録に余り変わらないような合併は毛頭考えていないと。そして、シンポジウムについては、これはそのときに考えるということで、もう絶対に参加をして縛りをかけられるというものではないと。参加の縛りをかけられたものではないと、こういうふうに言っておられるんですよ。

市長が立ち話かどうか知りませんが、その辺で聞いた話、議会で正式に議事録に載り、そして中間報告の説明の場で改めて市長がそれを追認している、こういうことをいとも簡単に市長は言われると。ちょっとこれ、失礼じゃないかなというふうに思うんですがね。公式の場でちゃんと態度表明されたその話をお出しになるのであればまだしも、私はそういう公的な場での議事録を出して物を言ったんですよ。ちょっと相手の違う行政の権能を有しておられる長の発言を引例される、ああいうやり方で言われるのはちょっと失礼じゃないかなと。仮にあなたが市長の立場で、相手の町長がそういう発言をされたときに、十分自分の意を体していない発言をされた場合にどういうふうにおとりになるか、一遍ちょっと立場を変えてお考えになったらわかることではないかなと、こういうように私は思うんですが、その辺もあわせてお聞かせをいただきたい。(巴里英一君「原案と関係ないよ」と呼ぶ)いやいや、この研究会の方向づけで大いに関係ありますよ。

それから、地域振興費ですが、27ページですね。これも先ほどから質問ありましたけれども、泉南市の雇用対策や商工関係の対策というのは、1つは商工係もあると。2本の柱やと、商工振興はね。こういうように御答弁をされました。商工関係、それから、一般的に地域振興にかかわる今大変な不況の中で、その被害をもろに受けておられる、そういう働く皆さんの立場に立って、市の雇用対策やあるいは商工対策ですね、これがなかなか見えてこない。予算がこのていらくですから、先ほど13年度の決算認定にかかわっての反対討論の中にもありましたように、8年前の2分の1に減額されている。今、8年前と比べて、まさに雇用の問題、それから商業の地場産業の問題、大変な状況になっている。

こういうことで、この年度の締めくくり、あと執行できるのはこの補正予算だけなんです。こういうときに、このていらくの予算でいかれている。ちょっとこれはどうかなというふうに思うんですが、ちなみに、お金がなくても、1つは立ち上げられる例えば商工対策本部ですね。これは市長が助役のときに一度そういうこともやられたと

いう記憶が私はあるんですが、違ったらまたお教えいただきたいと思うんですが、商工対策本部、確かに 町のときですかね、新庁舎の上に商工があったときに、農林水産と一緒にときだったと思うんですが、あそこに三角柱が立てられて、そういう対策本部ができたように思うんですが、その辺はひとつお考えにないのかどうか。

イオンの問題はもう重複しますので、私は割愛して、また機会を得て質問したいというふうに思います。

それからあと、32ページの知的障害者施設措置費、私は9月議会で新しく支援制度に、措置から契約に変わって、新しく障害者の関係では支援制度が設けられると。それに対する対応、ほんとはあの介護保険のときの繰返しをしないように、実態をよく把握して、そして事に当たるべきだと、そういう意見を申し上げて、それにしては予算がどこを見てもないやないかということで指摘をしました。いやいや実はここに組んでるんだということで、人件費の中でお示しをいただいた。表には出てなかった。

今回もその辺が出てきていないんですが、本当にこれは大きな制度変更ですよ。国が責任を持つというあり方から、市町村に仕事全部を振られるという中身になってくるわけですね。そして、障害者の方あるいは御家族の方が直接施設を探しに行かなあかんと。これは大変な変更だというように思うんですが、この取り組みについてはその後どういうふうに進んでいるのか、お示しをいただきたいと、このように思います。

それからあと、老人保健費ですね。33ページの老人保健特別会計への繰出金、この中身についてお示しをいただきたい。

それから、34ページの保育所の修繕料ですね。これは今議会でも1つ私はある意味では焦点になったのではないかと。非常に現場を踏査されて、そしてそれを踏まえての質問でありました。具体的にやっていく、やっていくということで、修繕料48万が計上されているんですが、私、ちょっとメモをいたしましたけれど、シロアリ対策、1つ緊急を要するという事であると。それから、窓枠の開閉ができない。窓枠対策がある。それが

ら、人工芝が何かもうぼろぼろで、滑って危ない、衛生上問題がある。これもある。それから雨漏り対策。

この4つほどが具体的に指摘されたんですが、この48万でどこをどういうふうに修繕されようとしているのか。これでは心もとないというふうに思うんですよ。全保育所26年以上ですからね。だから、どこの保育所でどれだけの修繕をするための48万なのか、これも少しお示しをいただきたい。

今回、この48万、到底私は無理だというふうに思うんですが、これで間尺に合わない、そういう場合には来年度どういうふうな腹づもりをしておられるのかですね。その辺もお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上です。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉州南の広域行政研究会についてお答えいたします。

私、一般質問に申し上げたのは、この12月議会のあちらの状況の後には会っておりませんので、和気議員が以前質問されて、前回の議会で、こういうことを言うてるよという話があったときのことを言っておりまして、その後、直接私は話を聞きましたので、そういう意味でございます。12月以降は会っておりませんので、まだ。

それと、来年度の事業のことで、11月25日に泉州南広域行政研究会を開いておりますけれども、そこで来年度事業、それから予算についてお諮りをしまして、全会一致で来年度事業について、研究会として主催のシンポジウムを開くということにいたしております。当然、3市2町がそれに参加する。参加というか、それを事業として行うということが決まっております。

ただ、どういう内容でやるかというのはこれからでございますので、参加するとかいうお話の意味は、ちょっとよくわかりませんけれども、パネラーとして参加するという意味なのかどうなのか、よくわかりませんけれども。ですから、3市2町で決めておりますので、当然3市2町として共同企画でやるということですから、参加いただけるということでございます。

それと、説明会等については、来年統一地方選もありますので、それによってそれぞれの事情は配慮して行動してくれたら結構ですよということにいたしておりますので、ただ後ろだけです。来年の6月くらいまでに、地元説明会を含めて研究会としてそれぞれの市町でやるということまでは決定をいたしております。（和気 豊君「報告会の中へは」と呼ぶ）

ですから、その説明会ですね、それをベースにしたそれぞれの地域での説明会の仕方、それから時期については、それぞれの市町の都合もあるでしょうから、それは一気にやらなくてもいいですよ。ただ、後ろが来年の6月くらいまでに一応やって、その結果を取りまとめましょうと、こういうことになっております。（和気 豊君「前は」と呼ぶ）

前はもちろん制限ございません。ただ、材料がありませんから、材料がまずできなさいけませんから、それが3月、今年度末にでき上がりますので、概要版もつくりましますから、それをベースに説明会をすると、こういうことになっております。議長（成田政彦君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から、職員の退職予定者数の関係でございますけども、当初と比べてどのように変わってきたかという御質問だと思います。

当初予算の方では、定年退職者7名を予定しておりましたけども、その後、定年前早期退職の申し出が15名ございました。合わせて、自己都合による退職者が4名、計19名ということで今回補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回の補正の退職手当4億8,514万8,000円の財源でございますけれども、これにつきましては歳入の方の主に地方交付税、今回6億8,455万円の補正をさせていただいております。この地方交付税でもって今回の退職手当に充当したということでございます。

議長（成田政彦君） 若野市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼地域振興課長（若野和敏君）

それでは、地域振興費の関係で御答弁させていただきます

我々、今回の補正予算はあくまでも人件費の調整でございます。私ども14年度、非常に厳しい状況もございますが、今まで、議員御指摘のように、お金を使わずして何をやるかということもかなりこの4月から議論してきました。実際に雇用の問題等もございますし、非常に厳しい状況です。この状況につきましては、やはり商工会ともいろいろ情報交換しながら、商工会さんの方でも何でも相談という特定日を設けていただいて、その実施もしてもらっておりますし、私どもも今年度中に雇用、法律、消費者、いろんな形で何でも相談、一気に同日に受けるような相談日の設定も今準備しております。

それと、やはり泉南から元気を出すということになれば、単に商工会だけではなく、農協さん、それから漁業組合さん、やはりオール泉南の位置づけで地域を活性化していただくということが非常に大事ではないかと思っておりますし、また商工会さんの方には泉州産学交流プラザでいろんな学とそれから産とでの交流もされております。聞くところによりますと、新しい技術の導入等も大学の方にも御依頼もされたということも聞き及んでおります。私どももこの泉州産学交流プラザ、これにいずれはまた官も御一緒させていただいて、さらなる発展をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から3点お答え申し上げます。

まず、1点目、支援費制度の関係でございます。

支援費制度の今までの取り組みということでございますが、この制度に移行するに当たりまして、本市としても広報による啓発、また窓口対応での啓発、周知はもちろんのこと、すべての手帳所持者に対する通知などで制度通知を図ってまいりました。

また、本年の10月末から新制度利用に伴います利用申請受け付けの開始のお知らせを行いまし、申請受け付け並びに支給決定に伴う聞き取り調査を現在進めているところでございます。

それと、老人保健費の33ページの繰出金でございますが、これにつきましては、老人保健法の改正によりまして高額医療費助成制度の変更、それに公費負担率の引き上げ等が行われたこと並びに対象者の増加等によりまして、老人保健特別会計におきまして医療給付費等に予算不足が生じてきたため補正をお願いするというものでございます。

それと、34ページの保育所の修繕料でございますが、48万の修繕料につきましては、信達保育所の廊下の人工芝の張りかえということでございます。

そして、そのほか給食材料費の128万2,000円を計上させていただいて……（和気 豊君「そんなん聞いてへん」と呼ぶ）それはよろしいですか。以上でございます。（和気 豊君「いやいや、抜けてる」と呼ぶ）

議長（成田政彦君） どの保育所へどれだけということをお答え。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 48万円が、これは信達保育所の人工芝の張りかえということでございます。

そして、来年度以降のことですが、信達につきましては、窓サッシの取りかえという計画を現在しているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） でき上がったこういうものを、市長ね、示すと。なかなかここまで整文化され、56万2,000円市としてお出しになるわけですね。各市ともそれに見合うような額をお出しになると。1つは市民に広く開陳するというところで、こういうものあるいは概要版というようなものをおつくりになるということなんですね。

しかし、既に3市の関係の調査については、この報告書にまとめ上げるぐらいにでき上がっておりますよね。だから、あとの費用というのは、むしろ後から追っかけてこられた佐野市や田尻、その関係の調査と、こういうことになるというふうに思うんですが、かなりのものができ上がるというふうに思いますよ。

そうしたときに、ここまででき上がったものを、

市民からいろいろ意見が出て、変更してほしいと。こういうものが抜けてるじゃないか、こういうものを期待しておったけれども、こういうものが抜けているじゃないかと、そういうものが当然出てくるというように思うんです。

そのときには、いわゆるフィードバックして、また改めて作り直すと。期間ないでしょう、4月やから。事前になぜ市民の声をアンケートや説明会でお聞きにならないのかと。せっかくこれからの新しいまちをつくるという大事業に取り組みられるわけですから。

そして、それも市民が主体なんですよ。新しい町域を決めるなんていうようなことはね。その市民の声をなぜ聞かないのか。将来の建設計画における施策ですね、どういうものを望んでいるのか、こういうことをお聞きにならないのかどうか。既に第4次総合計画のときのアンケート調査とか、その前にやられた泉州広域行政ですか、市長が会長をされておりますね、岸和田以南のね。そういうところのアンケートで事足りると、こういうことなんでしょうか。

あれはもう数年前のことですよ。具体的に今やっていくんだと、7月にも法定協議会をつくって実際に歩み始めていくんだと。なかなか後戻りできないような方向で日程も組んでいるわけですから、やはり市民にそういうところの声を聞いていくと。これは聞いても私はおかしくはないと思いますよ。その辺は、ほんとに納得できません。

市長は公約を選挙のときに出しているから、それで再任されたんだからと。まさか、あのときの中身も何もない公約だけで事足りるというふうに賢明な市長はお思いになっていないだろうと私は思いまして、再度くどくお聞きをしているわけですが、改めてお示しをいただけたらというふうに思います。

それから、退職金ですね。これは当初は1億9,000万何がし、いわゆる7人分しか想定していなかったと。今、全部で19人、新たに見て4億8,000万。これは地方交付税を充てていくんやということで、いとも簡単に言われたけれども、少ない予算の中で地方交付税、大体23億から24億、多いときには27億入ってきてますが、こ

こ数年でいけば24億ぐらいなんですよ。これを入れて大体23億ぐらいになるわけですよ、今度の6億何ぼ入れてね。交付税ね。そうでしょう。

だから、当然そういう少ない予算の中で6億も交付税があと当初の予算からいえば算入されてくるということであれば、そういうものも含めて、少ない予算であるがゆえに、そういうことも含めて事前に一定の事業計画をお立てになっているというふうに思うんですよ。

ところが、当初予測しなかった19人が出てきて4億8,000万、これを使うわけですから、当初この4億8,000万も見込んだ200億近い予算ですね。その中で何か削ったものはないんでしょうか。4億8,000万、もともと余剰財源みたいな性格で位置づけておられたんでしょうか。まさかそんなことはないと思うんです、この乏しい予算の中でね、財政危機の中で。累積赤字2億5,000万あるわけでしょう。これはもう赤字解消ですがな、そんな余剰財源があったんやったら。当然、私は重要な施策は削られた部分があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はないのかどうか、お示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、地域振興費ですね。私はイベント的に違ったら言葉を改めることはやぶさかではないですけど、何か何でも相談会みたいなものをやられると。これはイベント的に、たまたま何カ月に一遍取り組まれるということなんでしょうか。

私は今、雇用の実態というのは、そういう状況ではないというふうに思いますよ。ほんとに毎日が、ハローワークに日参しても仕事が見つからないと、こういう状況にあるわけですね。だからといって市で見つかるかということ、そうではありませんけれど、例の地域臨時雇用対策交付金というのがありますね。これは一応最長6カ月ですが、また6カ月で更新する場合がありますし、新たに人を雇用する場合があります。せめてこの2月期ですね。新しい年度に向かう2月ぐらいから、そして6カ月過ぎた9月、10月、そういう時期に雇用対策本部というようなものを設置して、こういう1つの具体的に執行できる予算があるわけで

すから、広く窓口を開いて皆さんの声を聞くと、こういうこともやってはいいいんではないかなというふうに思いますが、ほんとにこういう点では私も素人が考えてみても、こういうことが1つは想像できるわけですから、もうちょっとこの点で、労を尽くされている皆さんの立場から見れば、もっと幅広く対策は講じられるというふうに思うんです。

商工会との連携というのは私は否定しませんけれど、商工会の連携とあわせて、市独自でやっぱりその知恵をかりて頭をひねって、具体的な施策を講じていくと。補助金だけを右から左へ回すというふうな、そういう行政では、今の実態に見合っていないと、こういうふうに思いますが、その点お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、知的障害の問題ですね。認定書を交付されて支援費が支給されると。ところが、行く場所が果たして十分確保されるのかどうか。今、施設に入所されている方は改めて探すまでもないというふうに思いますが、しかし、これから新たに探すという方にとっては大変だというふうに思うんですね。そういう声は、どの程度聞いておられるのか。

それから、やはり障害者であるがゆえに、あるいは障害者を持つ家庭であるがゆえに、なかなか十分仕事につけないという方が圧倒的に多いというふうに思うんですね。支援費がどうなるかということは、大きな今後のあり方に意味を持ってくと、こういうふうに思うんです。

その辺は、市として支援費の決定についてはどういうふうにされるのか。まさか国の言うそのままの支援費ということにはならない。やっぱりみずから汗をかいて支援費のあり方も決めていく、支援費の額も決めていく、こういうことはされるだろうというふうに思うんですが、その辺もお聞かせをいただきたい。

老人保健費はちょっと長くなりますので、また改めて老人会計の方でやらさせていただきます。

それから、保育所ですね。今回は人工芝対策だけ。それじゃ、窓枠対策は来年と。雨漏りの対策とか、一番懸念されている基礎部分にかかわるシ

ロアリ対策ですね、これは今後どういうふうに位置づけられていくのか。これは先送りでやられるのかどうかですね。

この辺やっぱり今年度もう補正予算で組まれないうことになれば、来年度対策、この中でやっぱり位置づけて、子供たちや子供たちを措置してもらっている父母の皆さんの不安にこたえるべきだろうと、こういうふうに思うんですが、その辺具体にお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今度つくる報告書なんですけど、前の泉州南の大阪府のケーススタディー調査がありますけれども、それよりももっと深めたものにしたいというふうに考えております。

その中でさまざまな内容について調査研究をして一定まとめると。それに基づいて、一応枠組みが3市2町と今回決まっておりますので、それをベースに説明に入らしていただくと。当然いろんな御意見はいただくというふうに思いますから、それはその報告書というか、我々の説明に対していただいた御意見あるいは御提案もあるというふうに思いますが、それはそれで我々の方で集約をさせていただいて、今後そういう法定協に進むということになれば、当然議論はそちらの場に移っていくわけでありますから、そちらの方に十分対応できるだけの準備をしていく、こういうことでございますから、何もそれに枠をはめられるというものではないというふうにお考えいただいた方がいいというふうに思います。

それと、説明会でございますが、これはいろんなやり方、広報等、また12月にも載せておりますが、いろんな媒体を使ったり、あるいは伝市メールを使ったり、いろんな形でこれから機会あるごとに説明していきたいというふうに思いますし、議会でも幸いといたしますが、特別委員会も設置されましたので、そちらの方にも十分、今までの経過も含めて、また委員長とも御相談をして御説明もさせていただきたいなど、このように考えております。

議長（成田政彦君） 若野市民生活環境部次長。

市民生活環境部次長兼地域振興課長（若野和敏君）

雇用の問題で、我々市の方も独自で動けという御指摘ですが、私どももハローワークの方には毎週曜日、きょうも今行ってるところですが、この泉南地域の近隣の求職情報をコピーさせていただいて、それを我が窓口の方で提供させていただいております。これは1日に今二、三人お見えになられていまして、非常に厳しい状況というのは我々肌で感じております。そのたびたびには、こういう内容がありますよ、こういう内容がございますよ、泉南地域ではここがございますということも懇切丁寧に御紹介もさせていただいております。逆に今ハローワークへ行くより泉南へ行った方がよくわかっていいよという言葉をいただいております。これは本当にうちの担当員のいいところだと思っております。

それと、逆に我々商工会、これは非常に事業所とつなぐのに大事な機関でございます。そこにいろんな会議もございますので、その労務担当の方々には、これは非常にお願いしにくいことですが、できれば雇用の機会があれば早い時期に商工会等を通じてお願いしたいということも言うております。実際に泉南市にも2つの高校もございますので、新規採用の節にはぜひともまた地元高校生の方もよろしくお願ひしますという、これはあくまでもお願ひの段階でしかできませんので、それは機会あるごとに労務担当の方にもお願ひいたしておりますので、よろしく御理解のほどお願ひいたします。（和気 豊君「抜けてるよ。具体的に聞いたことに答えなさいよ」と呼ぶ）

申しわけございません。もう一度ちょっと御質問お願ひしたいと思ひます。（和気 豊君「臨時雇用対策交付金」と呼ぶ）

緊急雇用対策交付基金の問題ですが、これも3カ年の事業計画、もう既に一応組んでおりまして、各それをお使いいただく担当課の方には、ぜひともそういう形、議員御指摘の雇用の問題、それから極力地元雇用をお願ひしております。ただ、6カ月という期限がありますので、緊急避難的な措置になるかと思ひますので、やはり根本的な考え方もこれから我々、商工会とも連携をとりたいと思っております。

以上です。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回の地方交付税の補正額6億8,455万円の件でございます。

確かに当初予算のときに我々、地方交付税を算定するときには、その年に出される地方財政計画とかそういったところを参考にいたします。そして、あと前年度の需要額の算定でありますとか、あるいは収入額の算定、その辺をもって交付税を算定いたします。

ただ、ことしの当初の場合には、言われていましたように国の交付税の基礎となります税につきましては伸びが少ないということもありまして、地方交付税も14年度は前年度よりも減るんじゃないかということがありまして、ことしについては前年度の普通交付税が約18億9,000万あったんですけれども、それを参考にこの平成14年度、普通交付税を算定させていただいたということになります。

そして、今回この補正前までですけれども、交付税としましては、普通交付税で約13億3,000万、それから特別交付税で3億という数字で一応見積もっていたわけなんですけれども、結果、平成14年度の交付税につきましては、前年度より逆にふえたという結果になりまして、約20億1,000万の普通交付税が確定されたということもあります。そういった中で、今回その普通交付税の確定額と今までの補正前の13億2,400万の差の6億8,455万円について補正させていただいたということです。

ですから、普通交付税については、その年その年に収入が減った場合には、当然来年度の普通交付税は苦しいというようなことは、あるいは4%、5%下がるのではないかと。総枠論ですけれども、そういった議論がされますと、我々としましては若干前年度に対比しまして少ない額で今まで予算を計上してきたということでございます。

以上です。

議長（成田政彦君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） それでは、私の方から保育所の修繕の関係について御答弁申し上げます。

議員御指摘のように、保育所施設はかなり老朽化しております。各施設の状況については、十分に把握しております。特に信達のシロアリの関係ですが、15年度の予算に向けて、まず最優先するのが窓枠という形で挙げておりますけど、保育所全般的な修繕というのがありますので、保育所の各施設の状況、緊急性の必要なところ、まず御指摘されているところにつきましては、今後も事業予算の関係、また再度のヒアリングがありますので、その獲得に向けて努力していきますので、よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） 出口高齢障害福祉課長。
健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） 私の方からは支援費関連で、1点目が支援費制度に伴いどの程度利用者の声を聞いておるのかということでございますが、現在、支援費関連の準備ということで、利用者の対象者と言われる方々を訪問調査しております、今50人から60人ぐらい回った状況なんでございますが、調査に回っていきまして、本人の希望とかをもとに支援費の決定について、そのニーズというものを吸い上げているというのが現状でございます。

それから、障害の支援費の決定の部分なんでございますが、支援費の決定をしていく、それを市として決定していくということでございますが、議員御指摘のように、実際の支援費の設定につきましては、これは厚生大臣が定める基準を下回らない範囲において市町村長が定めることということになってございます。

また、基準案の設定に当たっての国の基本的な考え方では、各サービスごとに通常要する費用を適切に評価した基準であること、それから重度の利用者が適切にサービス利用できるよう障害程度区分に応じた格差を設けていること、それから事業主体においても安定的かつ効率的に運営が行えるような基準案となっているということも聞いてございます。本市におきまして、これをもとにしまして市内部で協議し、支援費の設定を行ってまいりたいと、そんなふうにも思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 市長ね、これよりもさら

に深めた内容にしていきたいというふうに言われたんですが、具体的にお聞かせをいただきたいんですが、交付税の関係、それから合併特例債の関係でいえば、合併特例債は10年間、9年で一定の事業を終えるということになりますと、最終年度、9年後、それからさらに一番借金の返済がふえるのは14年ということになるわけですよ。そうしますと、その時点で一体市の財政はどうか、それから交付金では段階補正がずうっと進められて、激変緩和措置はとられますが、しかし5年では、15年にはもう全くその新しい市並みの交付税で、段階補正なんかはプラス・アルファされないと、こういうことになってまいりますから、14年、15年という時点での将来における財政需要がどう変わるのかと。これは極めて大事な点なんですよ。そういう点のシミュレーションは、この中に当然今の市長の御答弁では盛り込んでいただけるだろうというふうに思うんですが、それはどうでしょうか、お聞かせをいただきたいというように思います。

それから、退職手当ですね。当初の見込み違いで若干減るだろうというふうな6億8,000万も新しい交付税が入ってきている。当初の見込み違いということでは余りにもおかしいんじゃないですか。臨時特例債が、いわゆる地方財政計画の中で金が足らないと。実際原資は12兆7,000億ぐらいしかない。それが19兆要った。これは地方財政計画の中で借金をした。しかし、それでもまだ足らないと。3兆4,000億は臨時特例債に頼らざるを得なかったと。

しかし、頼るけれども、当初から前年と同じようなペースで出しますよというのは、それぞれ市の事情は違いますけれど、それは国の言い方だったんですよ。いろいろな党の国会議員もそれは確認されてるんですね、地方財政委員会で。だから、6億8,000万も違うようなことは、全然当初考えられなかったんですか。当然その額も、そら一定の前後差はありますけれど、それこそ若干の差はありますけれど、そういうものを組み込んで予算を立てておられたはずなんです。6億8,000万も全く度外視して予算を組んでいた、そんなことは考えられませんよ。だから、どの部分を本当

に削減したのか、それは市民生活にかかわって本当に有意な部分を切り捨てたのか、こういうことにはなっていないですね。そういうことを改めてお聞かせいただきます。

それから、雇用問題の点については、ひとつ雇用対策本部の立ち上げ等、市が雇用の問題で独自にできる点ね、私は地域雇用臨時特例交付金、この問題を具体的に例に挙げてやりました。御同意できたような質問であったかなというように思うんですが、そういうものを広く活用して、それこそ対策本部で雇用の安定のためにひとつ市が汗をかくと、こういうことはぜひやっていただきたいというように思います。

それから、知的障害者ですね。今、五、六十人と言われたけれども、全体でどれぐらいの人数があるか。私が調べたところでは250人ほどあるというふうに言われるんですが、10、11、12とほぼ3カ月、あと27日まで数日ありますけれど、ほぼ3カ月近く終わっているんですよ。あと1、2、3ですよ。4月からこれは制度開始ですからね。そしたらあと、五、六十人だったら200人前後余っていると。その人たちの要望にこたえてやっぱり事業をせなあかんと。

先ほど言われましたね。支援費を決定するときにはサービスを利用する者の実態をよく調査した上で、それを踏まえて支援費を決めると。とりわけ、その中でも重度障害の皆さんが十分にこの支援費で対応できるのかどうか、少ない支援費で思うところに行かれない、こういうことにはならないのかどうか、こういうこともよく判断して支援費を、それこそ国の基準を下回らないように市独自で決めると、こういうように言われましたね。果たして、実態を踏まえる一番重要なその調査がまだ五、六十人だと。本当にこれ年度内にできますか。もう失敗の轍を踏まんといってくださいよ。

介護制度、これはあなた関係ありませんが、大田さんね、お年寄りの介護制度のときには2人の職員で対応したがために、実態を踏まえずに、厚生省、今の厚生労働省のワークシートをそのまま引き写しにしてこの制度を実施したがために、非常に高いサービス料の需要量を見込んで、その反映としての高い保険料になったと。こういうやっ

ぱり教訓があるわけですから、それが非常にたくさん余剰金を生み出したと。生まんでもいい余剰金を生み出したわけですから、その辺はひとつ、その轍を踏まずに、しっかりと実態を踏まえた上での支援費の決定を市町村独自でおやりいただきたいというように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

それから、保育所についてはひとつ、先ほどシロアリ対策についても何とか15年度の予算で処理していく方向で決めていきたいと。財政部とも対応していきたいというお話でした。非常に前向きな御答弁だったというように思うんですが、あと人工芝対策は48万で足りるのかどうかということと、それからこれだけ大変な状況に立ち至っている保育所ですね。これの対応を原課からいわゆる要請があったときに財政部としてはどのように対応されるのか、その点お聞かせをいただきたいというように思います。

議長（成田政彦君） 石橋政策推進課長。

総務部政策推進課長（石橋康幸君） そしたら、私の方からケーススタディー調査をより充実させた報告書ということの中で、財政シミュレーションについて説明させていただきます。

まず、当然シミュレーションにつきましては、合併後10年間は特例債があると、また交付税の特例措置があるという中で、10年間のシミュレーションは、当然新たに作成いたします報告書の中に出していきたいと。そして、その後5年間で激変緩和、あるいはまた特例債でも元金の返済とかそういう関係もございますので、何らかの形で激変緩和もシミュレーションの中に乗せていきたいというように考えております。

ただ、交付税につきましては、毎年コンマ2ずつ5年間に激変緩和ということで、いつときにすぐに従来の10年間の残りの1年間、次の年にぐんと落ちるといったものではないということで御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 再度の御質問にお答えします。

言われている芝の関係につきましては48万、これは施設のうちの大体5分の1程度でございま

す。

まず、安全面と衛生面を確保する観点から、一番傷んでいるところを直していきます。それと、廊下全体が1階、2階を含めて芝ですが、今後の手法といたしまして、いろんな方策というんですか、それを考えながらできるだけコストを抑える形でいろんな手法を考えていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 支援費の分について御答弁申し上げます。

先ほど担当課長が50人から60人を調査しているということで答弁させていただいておりますが、在宅サービスの対象者は170名程度見込んでおります。そして、施設の対象者が100名ということでございます。今、調査いたしましたのは在宅サービスの方ということでございまして、あと110名ほどあるわけでございますが、これにつきましては1月中旬ごろまでに調査を終了するというところでございますので、よろしく御願い申し上げたいと思います。

それと、先ほど基準のことを担当課長が申し上げましたが、労働大臣が定めておる基準というのは、各サービスごとに通常要する費用を適切に評価した基準であるということ、それに重度の利用者が適切にサービス利用できるよう障害程度区分に応じた格差を設けていると。それと、事業主体においても安定的かつ効率的に運営が行えるような基準案となっておりますということでございます。それに、市が決定するに当たってその基準を下回ることのないように設けるということでございますので、この国の基準を見ましても、そういうことをすべて考慮した上での基準ということになってございます。我々はその基準を下回らないということで、そのままとるとは申し上げませんが、先ほどからもずっと答弁させていただいてますとおり、各市の状況等もございまして、その上で我々としても決定してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 交付税の議論の中で、

当初に行政サービスが削減されなかったのかどうかという御質問であったと思います。

この分につきまして、当初予算を我々原課とヒアリングする中でその分は吸い上げていったというふうに考えております。

それで、今現在は交付税が、今6億何百補正しているわけですが、当初予算のときにつきましては、ある程度9億何千万の基金の繰り入れで財政の運営というのをやっております。そして、この財政運営につきましては、以前からこの基金の繰り入れというものにつきまして弾力的に運用して、財政を運営していきたいということをお話しさせていただいておりますけれども、平成14年度の当初につきましても基金の繰り入れで予算を編成したということがありますので、その辺は御理解いただきたいと、このように思います。そして今回、交付税の確定がされて、この分について今回増額補正をさせていただいたということでございます。

それと、あと保育所の改修の関連で原課から要請があった場合はどのようにするかという御質問であったと思います。これにつきましては、これから平成15年度の当初予算で事業費のヒアリングをこれからやっていくわけでございますけれども、その中でこれから協議をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

堀口議員。

15番（堀口武視君） 午後からの両先輩の高質な質問に比べますと大変たわいない質問でございますけれども、1点だけちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

39ページ、農業振興費の中でトイレ設置補助金というのが挙がっておりますけれども、先ほどの助役の説明の中で、これは金熊寺区に補助として出されるんだと、こういう説明がございました。実は昨年、同じように12月補正だったと思うんですけれども、このトイレの補助金が金熊寺梅林組合というところに補助をされるということで挙がったと思うんですけれども、残念ながら、市長もご存じのように、せっかくできたトイレが地元の問題によってつぶさなければいけないと、

こうすることで梅林組合自身がせっかくなつくつったトイレを、つくったお金と、あるいは壊し賃を入れて400万ほどかかって取り除いたわけです。

また、そのときは私も市長の方にこのトイレをぜひ設置してほしいと梅林組合と一緒に要望に来たわけでございますけれども、ことしこういうような形で12月補正で拳がってるんですけども、どうしてこれが梅林組合から金熊寺区になったのか。私自身は、市の概念が、どうしてこれが農業振興費で拳がってくるのかなという不思議な気持ちをしております。

実は、このトイレについては、農作業用のトイレは区民会館の外に立派な農作業員用のトイレができております。この管理については、金熊寺区が毎年30万、婦人会の方にお支払いをして管理していただいている。今回つくられるトイレは、昨年もそうですけれども、当然観光客用のトイレで、観光客が来られて今まであの辺の民家のトイレに飛び込んで行く、お借りをしに行く。あるいは、かわいそうに女の子の人が山の中へ入って行って、しりをまくって小便をしていると。こういうような状況の中で、トイレの設置をお願いしたわけでございますね。それがどうして農業振興費の款項目で上がってくるのか。その辺もひとつお伺いしたいと、このように思います。

まず、その辺から答えていただきたいと思いません。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の梅林組合から区になぜ変わったのかという点でございますが、これにつきましては、いわゆる設置場所が金熊寺老人集会場入り口を入れて左のオープンスペース、この行政財産を目的外使用で、福祉の担当になるんですけども、お借りしましてそこに設置するという御要望の内容でございます。区の方で一応設置したいという御要望がございまして、福祉の方と協議してお借りできるという中で、今回設置のための補助金でございます。

それと、2点目の観光用トイレであるのに農業振興費になぜ盛っておるのかということですが、我々としては、当然、開花時期になりますと観光用にも使いますけれども、本来は農業

振興に盛っている理由としましては、農業振興という費目のごとく、当然農業振興のために梅林を振興させるという、その梅林を振興させた上で観光に役立てるということで、当然農業振興費であるべきであるということで、我々としましたら区の補助金を盛らしていただいたと、このことでございます。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 今の部長の御答弁ですけど、私は市の概念として、果たして金熊寺梅林の位置づけをどう考えておられるのか。よく、市長もそうですけど、選挙のリーフレットの中にも多分出ていたと思いますし、あるいは市政要覧の中にも金熊寺梅林というのはよく出てくるんですね。

その中で、この梅林組合ができたのは、もともと民間にはなかなか補助できない、だから受け皿をつくってほしいと、こういう話し合いの中で金熊寺梅林組合が設立されたと、このように思っています。

また、実は昨年、梅林組合に対しての補助金というのがついたということは、僕は新しい梅林組合に対する支援策として大変な評価をしていたわけですが、今回は金熊寺区と。こういうことになれば、特に問題は、管理はどこがやるんだと。さきのところだと梅林組合なり、あるいはその古谷さんなりが管理をしていくということで進めるわけでございますけれども、じゃ今回、金熊寺区に補助金を出して、どこがこのトイレの管理をしていくんだという思いも私自身にございまして、当然僕はこういうトイレは、観光客用としてやるんなら市で設置してやるべきだと。補助金として出すよりも、市で設置してやるべきだと思うんですけども、前回のようなことが市でやれば起こらなかったのではないかなと、このように思うわけです。乏しい財源の中から梅林組合が400万をどぶに捨てたという結果になっているわけでございます。

現実に地域と 何回もこの場で私言いますように、地域は観光客が来ていただいて何のメリットもない。その中でまた今回、管理ということが金熊寺区に押しつけられると、梅林組合との今でもそうでなくてももうまくいってないあつれきがも

っと大きくなっていくんじゃないか。そのことは、金熊寺の梅林組合をつぶしてしまうという結果につながりはしないかなあという懸念をいたします。

果たして、市としてはこの金熊寺梅林の観光あるいは観光名所としての位置づけをどう考えておられるのか。それから、今後梅林組合に対するそういう意味では支援策として何か考えられていることがあるのかどうか。例えば、梅林組合がつくったパンフレットを泉南市も利用されているわけですね。これをつくるにしても50万ほど金がかかっている。梅林組合が乏しい財源の中から自分らで出し合ってつくっているわけですね。

そういうことも含めて、今後当然、観光課か何かがあれば、この款項目もその辺で出していただいたらいいんでしょうけれども、僕はこういう形で農業振興費で出してくるということはおかしいなと、地域振興費の中で挙げる方がまだいいんじゃないのかなと、このように思うわけでございますけれども、その辺の考え方はどうでしょう。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 御指摘の観光でとらえるのか、農業振興でとらえるのかという問題ですけれども、ご承知のとおり金熊寺の梅という点からとらえましたら、当然観光にもつながりますけれども、1つは農業振興の大きな柱であると思います。これにつきましては、当然梅の振興ということをとらえれば農業面、あるいはパンフレットとか、観光をとらえましたら農業から外れる点はあるかと思えます。

今後、そういう問題も踏まえて、当然支援していく必要があると考えておりますので、また組合とも十分御相談した上で展開を図っていきたく、このように考えております。

それと、今回設置しますトイレの管理の問題ですが、一応行政財産、集会場へ建てるということである区の方も苦慮されて、市と相談されたということで我々も聞いております。だから、管理については、一応区の方でしていくというふうに承っておりますので、できることであれば我々も支援させていただきますけれども、基本的には区で管理ということでお伺いしておりますので、その点御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 最後に。

今の管理の問題ですけれども、先ほども言いましたように、老人集会場あるいは区民会館、それから耕作者用のトイレ、この3カ所を婦人会にお願いしている。また、もう1つここでお願いをする。区自身もそんなに財政豊かじゃないわけですよ。それが毎年30万婦人会にお支払いをしながら、それでもやはり婦人会はトイレの掃除は嫌なんだと。だから、もう婦人会もやめたいというようなことになっているわけですね。

これを例えば管理を区に押しつけるとなると、やはり区民の方から大変ないろんな問題が出てきて、梅林組合と余計にあつれきを起すこと。こんなのは梅林組合で管理すべきものやないかという話も出てきております。しかし、先ほども言いましたように、梅林組合自身が大変弱体なものですから、なかなかそこまで管理は行き届かない、このように思います。

私が思うのは、今後の市の支援体制がないんなら、もう金熊寺の梅林組合は僕は解散させた方がいいと。その中では、市もできたら金熊寺をPRしないでほしい。逆に地域の声でございます、これは。

だから、その辺も含めてどのような体制で支援されていくのか、その気があるのかないのか、僕はもうはっきりさせていただいて、実は先日も村の役員会に私も出ささせていただきましたけれども、この件が大変問題になっておりまして、実は村の役員の中からも大変な今後に対する心配が出ておりました。だから、その辺をひとつ市の支援体制を考えて答えていただいて、今後の梅林組合を私自身が指導したいと、このように思っておりますので、ひとつお答え願います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） このトイレ問題は、去年できるだけ山の上ということで、梅林組合の皆さんも努力されて、市の方も一定補助させていただくということで着手したんですけども、ご承知のように放流の問題で、私も現地へ行きましたけれども、ほぼでき上がっていたんですけども、最

最終的にどうしても同意がいただけなかったということで、今回場所を変えてということになったわけでございます。

去年も農業振興の方で一応上げさせていただいて、おっしゃるように農業振興か観光かという両面あると思うんですけれども、我々の予算措置の方では、昨年もそれから今回も農業振興の方で上げさせていただいたということでございます。場所は、今回はどうしても他にないということで、集会所の一部を使わざるを得ないということになって、こういう形になったわけでございます。

それと、梅林組合の方々、本当に非常に熱心に行っていて、私も何回か現場も拝見もさせていただいて、努力をいただいております。ですから、今後とも梅林組合の皆さんの御意向に沿えるような形で、できるだけやっぱり振興していくべきだというふうに思います。今回、金熊寺トンネルも開通しまして、来年の2月の梅林のちょうど梅見のころにはまた違った形が出てくるんじゃないかというふうにも思っていますので、逆に言えば非常にアクセスしやすくなったということも言えるというふうに思いますので、そのあたりも含めて、やはり金熊寺の梅林というのは鉄道の案内にも載るぐらい有名なものでございますので、ぜひ私どもも振興をしていきたいというふうに思っております。

そのバックアップといいますか、先導役を梅林組合さんに果たしていただきたいというふうにも考えておりますので、今回のトイレは、去年若干不成功に終わったという部分はあるんですけれども、もう一度私の方とそれから梅林組合さんと話をさせていただいて、できるだけ梅林振興につながるような活動ができるような形での支援といいますか、我々もお手伝いさせていただきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

〔大森和夫君「議長」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） この際動議を提出いたします。

この際、地方自治法第100条の規定により、泉南市同和更生資金貸付基金の貸し付け回収にかかわる行政事務について調査することを議題とされんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいま大森和夫君から、地方自治法第100条の規定による泉南市同和更生資金貸付基金の貸し付け回収に関する行政事務調査に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって、地方自治法第100条の規定による泉南市同和更生資金貸付基金の貸し付け回収に関する行政事務調査についてを議題とすることは否決されました。

次に、日程第28、議案第4号 平成14年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者からの提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、平成14年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説

明申し上げます。

議案書57ページをお開き願います。補正の内容につきましては、職員の異動等により、人件費の増額分について補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ79万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ54億4,255万8,000円とするものであります。

議案書62ページをお開き願います。補正の内訳は、給与費の給料が38万9,000円の減額、職員手当が163万4,000円の増額、共済費が45万4,000円の減額で、合計79万1,000円の増額となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） ただいま職員給与等の繰入額の提案があったわけではありますが、今、国保会計、大変だろうというように思うんですね。先ほど、朝から報告ありました例月現金出納検査報告書によれば、10月段階でここにあります補正前の額54億4,176万7,000円、これが予算額なんですが、これに対して、今、35億4,900万、これのいわゆる予算残額があると。ということは、20億ぐらいの歳入しか見込まれていない。税収入については19億7,200万、それに対して11億7,800万、これだけの残額がある。もう6、7、8、9 4、5は徴収月ではありませんから、6、7、8、9、10と5カ月たっているわけですね。ところが、半分にも満たない、こういう状況になります。いわゆる6割近くがまだ残額として残っている。大変な状況ではないかというふうに思うんですが、その辺のことについて御報告をいただけたらというふうに思います。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 国保会計について御答弁申し上げます。

6割ほどがまだ残金として歳入が残っておりという御質問かと思いますが、あと国庫の負担金、それに療養給付費負担金というのが当然入ってま

いります。したがって、6割が今現在残っておりわけですが、これにつきましては、当然あとの分が国庫負担金、療養給付費交付金という形で予定はされたものでございますので、それは歳入されるということでございます。（和気豊君「税金の方も言うたんやで」と呼ぶ）

税金につきましては、確かに年々若干徴収率というんですか、下がっておりますでございますが、これにつきましても当然、我々といしまして最大限の努力もさせていただくということで、短期の保険証という形もやってございまして、また夜間の臨戸徴収というのも現在やっておりますでございます。保険税の収納については、できる限りの努力をしてみたいと、このように考えております。

よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 数字を申し上げたんですから、例えば3月締めでどれぐらいか、あるいは出納閉鎖までにどれぐらい見込めるのか、そういうことについてもちょっと節目をつけて具体的にお示しをいただきたい。私は、税収入では約6割ちょっと超えますが、それから税外収入も含めてトータルでいけば65%を超えるんですから、税収入のときだけの数字を申し上げたんですが、これは大変なことですよ。

そういうことで、もう少しその辺の中身について具体的に、どこがどういうふうになっているのか、そしてそこをこういうふうに変更をしていきたいんだという今後のあり方についてもお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 保険税のことですが、現年分につきましては14年度、11月時点でございまして、49.69%の収納率がございまして、昨年度と比較いたしまして0.02%ふえておるとございまして、最終的には89.65%程度までは入るのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

そして、税外収入につきまして、国庫負担金、それに交付金につきましては、3月から5月に納

入されるということでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時半まで休憩します。

午後3時 2分 休憩

午後3時32分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第29、議案第5号 平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第5号、平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書65ページをお開き願います。補正理由につきましては、平成14年10月1日より、老人保健法の一部を改正する法律が施行されたことにより、高額医療費支給制度の変更及び公費負担率の引き上げ等が行われ、また対象者数の増加等により、医療給付費等に予算不足が生じるため補正するものであります。また、その内容につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億9,514万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億531万7,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、69ページか

ら70ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。和気議員。

19番（和気 豊君） 今、提案理由の中で今回の補正の理由について、一番最初に高額医療費の問題を上げられましたけれど、今予算、70ページを見る限り、高額医療については1,391万円と。そして、他の医療給付費が2億8,000万で、全体の引き上げ額2億9,500万、若干事務費がありますが、ほとんどが医療給付費になるんですね。3つほど理由を上げられましたけれど、その辺の内容について少しお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、高額医療費の支給については宿題でお願いをしておきまして、事務が非常に煩雑なので、高額医療の委任払い制度については実施できるかどうかかわらんと、こういうことでした。北海道の例を、9月議会で北海道で掘知事自身がお述べになった、市町村が判断してやる場合にはそれに対しては一切縛りをかけない、むしろそれに道としては協力していく、こういう答弁を私は引例しましてお示しました。

ついこの間、12月10日なんですが、新潟県の県議会で県の福祉保健部長が、高齢者の負担軽減のために市町村の判断で受領委任払いを実施するのであれば市町村の判断に任せる旨を答弁しているわけですね。県も一切これについてはいわゆる縛りをかけない、規制しないと、こういう答弁をされているわけですね。道に続いて県と。2県なんですが。そういうことになって、市町村の独自性にゆだねると、こういう判断をしているわけですが、その後の事務が煩雑なためにできるかどうかかわらん、しかし検討すると、こういうように御答弁いただいておりますので、その検討の結果を、私は決して検討はだめだというふうには受け取っておりません。非常に努力は原課ではしていただけるものだと、こういうことで検討という言葉は善意に受け取っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 御質問にお答えします。

まず、高額医療費の委任払い制度の御質問だと思うわけですが、前の議会でも、非常に難しいということですが、検討させていただきたいということで御答弁申し上げているところでございます。まだ結果というのは出ておりませんが、我々といったしましても非常に難しいなどは感じておるところでございますが、各市の状況、そして、そういうことがシステム上できるのかどうかということも含めまして、さらに検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

もう1点につきましては、担当課長から御答弁申し上げます。

議長（成田政彦君） 白地生活福祉課長。
健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 増額補正の理由なんでございますけれども、まず、大きく分けて2点ございます。

1つは老人保健法の改正、それと支給者増ということで、メインにつきましては医療費の増がメインなんですけれども、法改正に伴う分とあわせてあるということで2つ列記させていただいておりますので、よろしく御願いいたします。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 数字を上げられているわけですから、私は具体的に数字まで言わしていただいているわけですから、その積算の根拠ですよ。だから、人数がどれだけふえてどれだけやと。人数のふえることなんかは、当初で見込んでおったと。10月の法改正で人数がふえたということは、当初からの伸びであつたらわかるんですが、法改正で極端に人数がふえて医療費が高騰したと。これはちょっと考えられないように思うんですが、その辺はちょっと答弁が腑に落ちませんので、再度お聞かせいただきたい。もう1回でできるようにしていただきたいと思うんです。

議長（成田政彦君） 白地生活福祉課長。
健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 議員御指摘のように、老人保健法の改正のみでふえたということではございません。対象者につきまして

は、当初やっぱり抑えぎみという予算でございましたので、その分の不足ということになるかと思っておりますので、よろしく御願いいたします。（和気 豊君「人数の根拠言えよ。何ぼふえたんや。当初見込みの何ぼふえたんや」と呼ぶ）

最終的に医療給付費で2億8,000万ほど不足ということになります。それから、高額医療の方では1,391万の不足なんですけれども……（和気 豊君「それはもうさっき数字を僕が言うたがな」と呼ぶ）そういうことでよろしく御願いいたします。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 聞き取りにくかったのですが、私は善意で再度聞いたんですが、議長、その辺はおわかりいただけと思うんですが、私はこの1,300万と2億8,000万の数字を挙げられている以上、どれだけ当初からふえたのかと。その辺は、積算の根拠というのははっきりしているでしょうと。積算根拠もなくいたずらに予算を計上されるというようなことは、まあないと思うんですよ。そんなことをしたらえらいことですから。これは市民の負担分もあるわけですから、この分についてはね。今出てきているのは、全部、公費の支払基金から国庫給付金、それから府、市、全部公金の負担分ですけれど。しかし、どれだけの人が多くかかわってくるのかと。

これについては当然、そのかかわった人については、医療費の高騰と。10月以降ね、そういうことになるわけですから、もうちょっとこの積算の根拠を示してくださいよ。それはもう一番最初に根拠を示してくださいというふうに言うてるわけやから。にもかかわらず2回も同じ答弁をするということでは、余りにも不親切じゃないですか。早く終わろうと思ってるんですよ、いろいろ事情がありだろうから。

議長（成田政彦君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 申しわけございません。

当初、約6,000人の対象ということで見込んでおりました。前年と比べますと、前年の同時期では5,800人強だったんですけれども、現在、対象が6,210名程度いらっしゃるということで、

その辺約7%ぐらい前年の同時期よりふえているということでございますので、よろしくおしいたします。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

和気議員。4回目ですよ。

19番（和気 豊君） ありがとうございます。

今、わずか200人しかふえていないということで、それで2億9,800万でしょう。そんなん、数字的に合いませんやん。わずか200人でそうですか。別に10月からの老人医療の引き上げ等については一切関係ないと、当初からの伸びだと、こういうふうに言われるわけですから、その辺はやっぱりちゃんとお示しをいただかないとね。

それで、70歳以上のお年寄りはずが6,000人。私の頭の中に入っているのは、前期、後期高齢者ですね。65歳から以上、75歳から以上、この前期、後期、両方合わせて65歳からの分も含めて頭に入っておりませんが、こんな数字じゃないでしょう。もうちょっと数字をはっきりしてください。

それと、わずか200人でこれだけの額がふえる、そういうことなのかどうかですね。1人当たりの例えば医療給付額をどの程度見込んでいるのか。それで200人掛けるこれだと。例えば、200人ふえるわけですから、これは2億からふえるわけですから、1人当たり1万何がしかふえるわけでしょう。1万何がしかできかんな。（「10万や」と呼ぶ者あり）10万と違う。10万やったら1,000や。（「133万や」と呼ぶ者あり）ちょっと計算してもわかるがな。100万や。1人100万円。

議長（成田政彦君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 説明不足で申しわけございません。

1人当たりの給付額も確かに0.35%ぐらいふえております。そういったことがいろいろありますので、そういった人数になっていると思います。

それから、老人保健法の対象は70歳以上でございますので、一応6,200人程度ということでございますので、よろしくおしいします。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第30、議案第6号 平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第6号、平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

議案書71ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、職員の異動等による人件費の減額分について補正するもので、歳入歳出の総額からそれぞれ26万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億3,533万8,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、75ページから77ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。 討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よ

って議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議案第7号 平成14年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第7号、平成14年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書81ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、前年度繰越金及び汚水処理施設管理基金定期預金利子を汚水処理施設管理基金に積み立てるもので、歳入歳出の総額にそれぞれ712万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,305万4,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、85ページから86ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議案第8号 平成14年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、平成14年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書87ページをお開き願います。補正の内容につきましては、保険給付費について補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ4億9,071万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億4,657万9,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、91ページから96ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 今回の補正の大きな根拠が保険給付費の伸びだというふうに思うんですが、5億8,200万、その中でも介護サービス等の諸費5億6,900万。異常に高い伸び率になっているわけですが、先ほども老人保健医療のところでも質問いたしましたが、非常に多額な補正を組んでおられる。当初から制度そのものは変わっておられないわけですから、これだけの補正を組まなければならないような、そういう当初の予測というのが成り立たなかったのかどうか。この1年以内にこれだけの大きな伸びを要するような、そういう状態になぜなったのかですね。当初の見積もりに問題があったのか、いわゆる当初予測できなかったような事態がその後発生してこれだけの補正の額に至ったのか、その辺具体にお示しをいただきたい。

例えば、居宅サービスが4割に満たない低いサービス供給額だと、こういうことに認定者に対してなっているわけですが、その後これが、いわゆるサービスの供給が伸びて、低いサービス利用率が向上したと、こういうことなのかね。

ちょっと私、先ほどの質問に閉口したので、具体的に中身を提起して質問したいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと。

議長（成田政彦君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険事業特別会計の当初予算につきましては、平成13年度実績程度の予算措置を当初予算としていたしておりました。したがって、今現在の実績値を見ますと、要介護認定者で14%の増加がございました。

また、給付費につきましては、申請者ももちろん伸びておりますが、それを含めて24.9%と大きく増加しております。今回の補正をお願いすることになりました。実際には認定者の伸びが月々2%程度ございます。

それと、平成13年度では要介護の方で認定を受けられた方が900名程度おられまして、14年度については1,000名程度と、やっぱり100名ほどふえております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ちょっと答弁漏れがありますので、再度お聞きをしたいというふうに思うんですが、居宅サービス等の伸びはあったのかと。40%に満たないような低いサービス供給量なんです、その辺はどうなのか。平均ですよ。中にはデイサービスなんかの高い数字もありますから。

それと、認定者が14%伸びたということで

24.9%の伸びはわかります。25%近く伸びて、15億が20億になっているわけですね。だから、25%というのはわかるんですが、例えば認定者14%、これだけ伸びて、なぜ給付費が24.9%伸びるのか。同じような数字であれば問題ないんですが、やっぱり10%ほど差があるわけですね。だから、給付費の伸びが、認定者の伸びイコール給付費の伸びに実際上になっていない、給付費の方が10%も上回っていると、こういう数字になるわけですから、今のお答えではちょっと合点がいきませんので、その辺お示しをいただきたい。

認定者がもちろん14%伸びたのと、ほとんどそれがサービスを利用したと。それ以上に今まで

の低い利用率が向上した、10%向上した、こういうことにならないと、24.9%の給付費額というのは上がってこないわけです。サービス料というのは上がってないでしょう。サービス料金、上がってないでしょう。そしたら、やっぱり人がふえたということしか考えられないじゃないですか。ところが、認定者は14%しか伸びてないと。そしたら、サービスをお受けになった方がふえて10%の給付率の伸びになったんだと、こういうことにしかならないわけでしょう。

議長（成田政彦君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 現実には居宅介護と施設介護を同程度の補正をさせていただいておりますところから、居宅介護の部分のサービスでかなり伸びてございます。（和気 豊君「どれくらい伸びてる」と呼ぶ）ちょっと、パーセンテージは出しておりませんが。

それと、利用率も伸びております。そのパーセントも、えらい申しわけございません、ちょっと今すぐ計算できません。えらい申しわけございません。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 非常にまじめに頑張っておられますし、一般質問での答弁でも一定、それこそ前向きな答弁で、今後に対応したいと、低い軽減率も伸ばすために努力していきたいと、こういう答弁でした。

非常に原課が頑張っておられるということは、先刻私は承知しておるんですが、こういう数字をお出しになるときは、先ほども申し上げましたけれど、やっぱり裏づけになる、これだけ伸びたんだからこれだけの費用が要ったんだと、こういう数字はやっぱりお出しいただかないと、一体この数字がどこから出てきたのか、こういうことが漠としてわからない、つかめないと、こういうことでは、我々ほんとに何を審議したらいいのかと、こういうことになってきますので、今後そういう点、明確に答弁できるように、これは助役、ひとつ助役として職員を束ねる立場からも、そういう答弁が議会で明確にできるように、ひとつ御指導いただきたいというふうに思うんですが、先ほどの答弁も聞いててわかりますやろ。根拠を言えと

言うても、数字を挙げながらいっこも根拠を言えないんですから。

今のことはもう繰り返しませんよ。だけど、先ほどの答弁なんかにもあったわけですから、やっぱり数字を挙げる以上、その根拠、裏づけ、サービスがどれだけ伸びたのか、認定者がどれだけふえ、その中でサービスの供給者がどれくらいになったのか、こういうのはやっぱり最低限答えていただかないと、ほんとに入り口の質問をしてるわけですから、次に進めないんですよ。ちょっとどうですか。

議長（成田政彦君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） おっしゃるとおりでございます。これから十分御意見を尊重いたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） ちょっとわかりにくいんですが、93ページの介護サービス等諸費で、居宅介護住宅改修費1,300万3,000円ですが、この説明を見ますと、居宅介護住宅改修費、同じ行から下へ下がって、同じように支援サービス等諸費と書いてますね。これも同じような形なんです。数字的には179万4,000円ですか。同じく説明では支援なんですね、住宅改修の。これはどう違うのか。この形、1,300万円の部分が何件分で、トータルとして何件分になっているのか、上限が幾らなのかということと、この下側と関係が、似た形での款項の出し方になってるんですが、それはどういう意味なのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 居宅介護サービス費の方につきましては、要介護1以上の方、要介護2、要介護3、要介護5までの方……（巴里英一君「1から5やね」と呼ぶ）5です。1から5の方で限度が20万となっております。

支援サービス等諸費の住宅改修費につきましては、要支援の方が対象となっております。同じく限度額が20万となっております。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 支援と介護の関係の額の違いというんですね。これで割ったら、1級から5級と要支援との関係の違いで款で分けているという意味ですね。そういう理解でいいですね。

今後、この形では限度が20万円ですから、申請の関係がこれからもかなりふえてくるかと思いますが、そういう点では、あと残された1、2、3ではこれくらいかかるだろうということなのか、それともこれは既に決定されて、いわゆる申請された額だけ上げたということなのか、その点はどうでしょうか。

議長（成田政彦君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 8月までの実績をもとに算出したしております。先ほどちょっと不十分な説明ではございますが、先ほどの伸び率等を見まして、この平成14年度の3月までの費用を見込んでおります。

〔巴里英一君「いいです」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第33、議案第9号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 議案第9号、平成14年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の97ページから103ページでござい

ますが、99ページをお開き願います。まず、営業費用の補正でございますが、原水及び浄水費に1,056万5,000円を補正いたしております。これにつきましては、人事異動によりまして2名増員がございました。これに伴います給料、手当、法定福利費の補正でございます。

次に、100ページをお願いいたします。資本的収入の補正でございますが、先ほど御承認をいただきました一般会計からの出資金でございます。1,900万円を増額いたしましたものでございます。内容につきましては、アスベスト管の更新事業費に係ります一般会計からの出資でございます。合計が3,900万円ということでございます。

次に、建設改良費の事務費に104万5,000円を補正いたしておるものでございますが、内容につきましては、人事異動に伴います給料、手当、法定福利費の補正でございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） アスベスト管の更新なんです、これまでどれぐらい、全長 予定は幾らで、どれぐらいまで改修されてきているのか、その辺お示しいただきたいと思えます。

きょうも朝方、樽井大苗代新家線ですね、これのちょうど泉南中学のプールの向こう側でかなり大規模な復旧作業が行われておったんですが、やっぱり全体の老朽管、ああいう修繕改修工事のうち、アスベスト管の改修が全体の何割ぐらいになっているのか。

それから、付近にミニ、大型を問わずに開発が起こって、そのときの重機等の進入によって破損される、こういうケースも多いと思うんですが、今、例えば13年度あるいは14年度の今日の時点まで、その割合は、いわゆる老朽管であるがゆえに破損したと、漏水に至ったと、こういうケースと、それからその他の人為的な事故によって破損、漏水に至ったと、こういうケースはどれぐらいあるのか、その辺もお示しをいただけたらというふうに思えます。

今後のアスベスト管の改修の見通しについてもお示しをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 石綿管の更新事業でございますけれども、あと1,200メートル程度残ってございまして、有収率が比較的悪いということもございまして、特に私どもこのアスベスト管の更新には力を入れているところでございます。

今年度大きなところをやっております、これが済みますと80%ぐらいは改修されるのではないかというふうに考えております。特に私、水道部長になりまして、できれば5年間で改修を完了したいというふうに御答弁を申し上げたことがございますので、これにつきましては、16年度の末ぐらいまでにはできるだけすべて改修をいたしたいというふうに考えております。

ただ、単費でやるということはなかなか難しゅうございますので、国庫補助をいただきながら、また市の出資金もいただきながらやるということでございますので、多少の前後はあっても、目的としてはそれぐらいでやりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 松本工務課長。

水道部工務課長（松本寿高君） 開発に伴う管の破損状況ということの御質問であったと思えますが、今年度では今のところ10件程度で、その年度にもよりますし、工事箇所にもよるということで、御理解のほどよろしく願いたします。

議長（成田政彦君） 答弁漏れありませんか。 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） まことに申しわけございません。

破損の原因でございますけれども、特に老朽管であるということで、自然といいますか、そういうふうな格好で漏水するというのもございますし、当然、何らかの工事、振動のかけんでそういうことになるということもございますけれども、ほとんどが細い石綿管あるいは相当古いということで破損するということがございまして、これには我々、即座に対応しているというところでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 老朽管、とりわけアスベストですね。これは健康上も大変な問題だろうということで、これは5年で1つは全面改修完了に至ると、こういう決意は了としたいと思うんですが、今いわゆる破損、漏水に至っている原因というのは、1つは老朽と。この中にはアスベストも入ります。それから、もう1つは、開発で重機等の振動等によって起こり得る破損と。大体、13年度、14年度、現在まででその辺の割合はどうかのと、こういうことも1つ、私質問いたしました。

そういう点で、それは一般の収益的収支の修繕費の中には計上されているというように思うんですが、新たに改良という形で今回予算に計上されているんですけども、その辺の割合みたいなものがどうなのかということがわかっておればわからなければわからないでいいんですよ。しかし、質問した以上、答弁はちゃんとしてください。わからなければわからないということで、それ以上求めない場合もありますし。抜けているということで再度お伺いしたい。

議長（成田政彦君） 松本工務課長。

水道部工務課長（松本寿高君） 13年、14年の原因の内容ということですが、今、手持ちに資料がございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 簡単に2点ばかりお伺いしますが、1つは、99ページの説明の中で、この補正予算の内容は職員2名の増員だと、こういうように私は受けとめたんですが、これは異動でこないったのか。先ほどの御答弁、説明の仕方では、2名ふえたというふうな、私はそういう理解をしているんですが、そうしますと、水道事業にかかわる条例等で決めた水道職員の一定の定員数というんですか、これはどないなってるのか。将来、水道事業がかなり膨大な人口増によってふえていくということであれば別ですけども、この2名の増員というのは、聞き及ぶところにより

ますと、大苗代のし尿処理場ですか、そこの方で若干定員が余ってきたので、そういうような配置をしているというようなことも耳にしているんですけども、将来の事業量とのかかわり合いで、今ことも合理化なり減員というようなことに取り組んでおるんですけども、本市の場合2名ふやしたと、こういうことですが、どういうことなのか、もう少し具体的に説明をいただきたい。これが1点です。

それから、直接関係はないんですけども、水道事業の将来の関係からすると、水道料金を値上げせないかんという 私はまだ正確に聞いてませんけれども、そういううわさがあちこちであるんですが、将来あるいは来年の当初予算等で水道料金の値上げという方針があるのかどうか、お聞かせいただきたい。

以上です。

議長（成田政彦君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 人員増の件でございますけれども、定数につきましては、40名の定数でございます。それと、2名増になるまでの現職員が35名、こういうことで、40名の定員のところを35名で頑張ってきたということでございます。

特に、この2名増につきましては、以前から人事当局の方へ要望いたしておりまして、特に今回、新家の配水池が新設になったということもございまして、人事異動で2名の張りつけがあったということで、その分補正をさせていただいたということでございます。

それと、水道料金の見直しということでございますけれども、現時点では考えてはおりません。ただ、やはり5年に一度、あるいは4年に一度、これは当然上げる、上げないにかかわらず見直しはしなければならぬというふうな考えておりますけれども、来年度で上げるということにつきましては、現時点では考えてはおりません。

以上です。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 水道事業にかかわる定員の枠でありますけれども、40名と。こういうことをおっしゃっているわけですが、これは将来的

には給水人口とのかかわり合いも出てきますけれども、これはどうなんですか。どこも原課は定数というのがありまして、条例に書いてるんですが、若干3名なり5名なりを構成された枠からは減額されてると思うんですけども、そういうことと、今おっしゃった将来の給水人口ですか、これの見通しは、例えば何年単位で計画されているのか、これを具体的にわかっておればお答えいただきたい。これが1点です。

それと、大阪府等におきましても水道料金の値上げというのは、うちの場合は府水の依存率が高いわけでありまして、これはまだ何年度にどういう改正をするとかいうことは決まってないということですけども、ここまだ一、二年は安心してよろしいんですかな。そこらあたりをお答えいただきたい。

議長（成田政彦君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 年次計画的なものでございますけれども、現在第7次拡張事業というのをやっております、これは大体10年スパンで考えるということでございます。現在、15年度の末で7次計画が終わるものでございますので、それ以降また10年スパンで考えていくということでございます。

それと、料金につきましては、昨年7月に御承認いただきまして改定したところでございますので、ここ一、二年はやるといふつもりは今のところございません。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 泉南市の場合は、一部、私どもの生活している地域は、田尻町さんの水を受水しているんですが、一般質問でも申し上げましたように、今度府営住宅の建てかえがございまして、その府営住宅の自治会の方々から、泉南市の方に水を何とかお願いできんかどうかと、こういう要請も私いただきました。

これは府と、管理者が府ですから田尻町の関係やないかなというようなことは説明しておきましたんですけども、私は今のままだも田尻町の方にお世話になっていて、結構おいしい水をいただいておりますから、泉南市から別にいただかなくてもいいと思うんですが、そういう建てかえとの絡み

で、そこの府営住宅の方々は、やっぱり泉南市におるんだから泉南市の水が欲しいと、そういう意見もあるんですけども、これはどなんですかね。給水の関係からして、これはあくまでも施工者である大阪府そのものの判断と、こういうことによるのか、いや、それは泉南市の判断でどうでもできると、こういうことなのか、その政治判断というんですか、状況判断について最後に御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（成田政彦君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 府営住宅の建てかえに伴います給水の関係でございますが、判断につきましては、大阪府の判断ということになります。

私どもは当然、給水の要請があればそれなりに条例等に照らして給水するというところでございますが、実は7月ぐらいに府の方から御協議等がございました。内容につきましては、現在あそのこの区域につきましては給水区域に入っておりません、泉南市の。だから、区域外給水ということになりますけれども、そういうことで、それを給水区域にはめる手続をしなければならないと。

それと、当然開発者が負担すべき費用があるというようなこと等いろいろと協議をいたしまして、11月でしたか、府の方から御返事がございまして、従来どおり田尻の方から給水をしていただくということになりましたけれども、特に下水の関係もございまして、田尻の方の下水が入っているということで、泉南市の水を使って下水は田尻の方へ払わないかんというようなことで、手続上いろいろと煩雑であるということもございまして、府の方では従来どおり田尻の方から給水をしてもらうということの返事を私どもいただきました。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第34、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第12号 泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第12号、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

別冊議案書1ページをお開き願います。議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国において平成14年12月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じて一般職の職員の給与条例を改正し、また11ページの議案第11号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び15ページの議案第12号、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の常勤職員等及び泉南市議会議員の期末手当の支給率を改正するため、本条例を提案するものであります。

一般職の職員に関する部分の改正内容につきましては、人事院勧告に準じた内容となっております。まず、平成15年1月1日から実施する扶養手当の改定につきましては、配偶者については月額「16,000円」を「14,000円」に、子等の扶養親族のうち3人目以降については月額「3,000円」を「5,000円」に改定することとし、平成15年3月に支給する期末手当については、支給率を現行の0.25カ月から0.05カ月引き下げ0.2カ月の支給率とし、また本市の給料

表については、平成15年4月1日から平均1.98%の引き下げ率により改定を行い、平成15年度以降の期末手当については、3月の期末手当を廃止することとし、その分を6月期と12月期に再配分することにより、6月期の支給率を勤勉手当と合わせて2.2カ月から2.25カ月に、12月期の支給率を同じく勤勉手当とあわせて2.25カ月から2.4カ月に改定するものであります。

また、特別職の職員につきましては、一般職の職員に準じて改正を行うことから、平成15年3月に支給する期末手当は、現行の0.2カ月から0.05カ月引き下げ0.15カ月の支給率とし、平成15年度以降の期末手当については、3月期の期末手当を廃止し、その分を12月期に再配分することにより、12月期の支給率を2.25カ月から2.4カ月に改定するものであります。

同様に、市議会議員につきましても、平成15年3月に支給される期末手当の支給率を0.25カ月から0.05カ月引き下げ0.2カ月の支給率とし、平成15年度以降の期末手当については3月期の期末手当を廃止し、その分を6月期と12月期に再配分することにより、6月期の支給率を2.2カ月から2.25カ月に、12月期の支給率を2.25カ月から2.4カ月に改定するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより一括質疑を行います。質疑はありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 人事院勧告からということですが、その背景にあるものというのは、やっぱり行革とか財政難とか、そういうのが大きな理由になるかと思うんですけれども、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） この人事院勧告と申しますのは、国家公務員の労働基本権が制約されておることの中で、民間企業の従業員のように労使交渉等を行っていないということでございます。ですから、勤務条件等の決定に参画することができないということの代償措置として、こういう勧告制度があるわけでございます。

そして、給与勧告につきましては、給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるということの基本として毎年勧告が出ているものだというふうに考えております。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 直接財政難とか行革ということにはお触れにならなかったけれども、まあいえば公務員の立場が弱いから、本当でしたら人事院勧告で守られるということが、実際はこういう形で引き下げられるという形になっていると思うんですけども、行革とか財政難の立場でいえば、それから言われました民間との比較の立場でいえば、特別職の退職金、功労金ですよね。これを削減ということは考えられないのか。その点ちょっと意見を聞かしていただきたいと思います。

といいますのは、やっぱり退職金が一般職員と計算方法が違うという点もあります。それから、今言ったような民間と比較して特別職の退職金は高いということもあります。それから、行革、財政難でも考えるべきところがあると思うので、その点どうでしょうか。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 特別職の退職金の関係ですけれども、本市の場合、大阪府下の各市の制定している状況等の中で、各市の中で一番遅く条例化したというのが実情でございます。そして、その支給率につきましても、各市の状況を見た中で、財政状況も悪いということもありましたり、支給率については一番低い率で支給しているという状況でございますので、現段階でこれの改正の予定としては、今のところ持っていないということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 今度条例が変わって、退職金というのがまとめて払われると。4年ごとのそういう人事院勧告的な時代、時代背景の形で、退職金が安いのか高いのかとかいう議論がなくなってます。そういう意味でいえば、前みたいな形で4年ごとにそういう時代背景も見ながら退職金についての議論を図ると、そういうような形にもとに戻すような、そういう形で市民の声を聞くとか、そういうふうなお考えはないでしょうか。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 先ほども申し上げましたように、府下で一番最後につくった条例であるということでございますので、当然各市とも財政状況が悪くなってきておりますけれども、府下の動向等も十分注視しなければならないというふうに思いますけれども、現段階では改正の予定はないということでございます。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 今、職員の皆さん、平均給与といいますが、手当等も加味して大体どれぐらいになっているのか。今回の0.05引き下げることによっての1人当たりの平均影響額ですね、それをお伺いしたい。

これまで12年から14年にかけて2%の基本給のカット、こういうのをやってきています。3年間トータルで一体どれぐらいの削減になるのか。

それと、私がいただいております行財政改革実施計画進捗状況一覧表、この中で14年度一応2%は打ち切るけれども、15年度以降も継続実施や定期昇給延伸などのこれは何か2年間定期昇給の延伸というような御答弁もあったように思うんですが 措置を講じると。

これは予定ではなくて、もう既に御答弁では2年間の定期昇給の延伸と、こういうことを言われている。これで大体どれぐらいの影響額になるのかですね。全部トータルすると大変な負担になっていくと。負担を職員の皆さんに強いることになるんじゃないかというふうに思いますので、ちなみに額がわかっておればお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から、職員の平均給与でございますけれども、正確な数字は、ちょっと資料を持ち合わせておらないんですけども、約35万ということでございます。（和気 豊君「年間」と呼ぶ）平均給与額が35万円ということでございます。

それから、今回人事院勧告に伴いまして3月期の期末手当を0.05カ月引き下げた場合の影響額

は、1人当たり約2万円ということになっております。

それから、これまで平成12年度から14年度にかけてまして職員の給料の2%減額を行っておりますけれども、これが1年に約9,000万ということで、3年間に直しますと2億7,000万ということになっております。

それから、24カ月の延伸につきましても、現在検討中ということでございますけれども、これは財政健全化計画の中では4年間で約7億円ということを見込んでおります。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 答弁漏れがあるんですが、1カ月というふうに私は限って聞いたわけではなくて、大体どれぐらいになるのかと、1人当たりね。そういうことで、この額についても1人当たりということをお前提にして聞いたつもりなんです。0.05カ月については、1人当たり2万円の減額になると、こういうように言われた。私は、ひっくるめて冒頭にそういうふうにお聞きしたので、改めて1人当たりの平均給与にかかわっての影響額はどれぐらいになるのかですね。

平均給与、もうここまで言われたんですから、17カ月掛けたらいいのか、それとももうちょっと低いのか、年間トータルでどれぐらいになるのかもあわせてお聞かせをいただきたいと。

24カ月延伸については検討中だというふうに言われましたけれど、いわゆる財政健全化計画の中には、今いみじくも言われたように4年間で7億円と、こういう額を言われているわけですね。1億7,500万ですか、年間当たりね。これだけの額を言われているわけですから、これはなべて平均ということになるわけですが、その辺もう一度お示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 答弁を求めます。出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） 申しわけございませんでした。

2%カットの影響額が約19万ということでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） そうしますと、これは今年度からということになるのでしょうか。このいわゆる最終、3月の期末手当からそういうふうにするということになるのでしょうか。そうしますと、今年度で2万円、そしてまだ今14年度ですから、2%の基本給のカットが続いておりますから、これで1人当たり19万円と。平均給与総額で21万円の負担が職員の皆さんにはかかってくる。

財政は大変だろうというふうに思いますけれど、今ほんとに諸費用も、物価は若干横ばいしないしは減額ですけれども、教育費、医療費は増額しておりますし、3月からはさらに増額をされる。年金は切り下げられる、あるいは失業保険等は切り下げられると。職についておられる皆さんには直接関係ありませんけれど、そういうことで、その他の負担増と合わせれば21万ではとどまらないと、こういうことで大変な負担を強いるということになるわけですが、この辺はよく職員組合等との間で合意のための話し合いというのはやられているんだろうかなというふうに思うんですが、その辺の話し合いについては、少し経過も含めて、ちょっと赤い旗が職員組合の前に立っておりますので、その辺どういうふうな形で妥結をされているのか、あわせてお示しいただけたらというふうに思います。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の人事院勧告はマイナス勧告ということで、1人当たり十数万円の減額になるわけでございますけれども、現在、国の方は、この人勧については12月1日で法案が通っております、4月からさかのぼって減額調整をするということになっておりますけれども、本市の場合は、既に12年度から2%減額を職員の方々に協力をいただいて実施をしているということの中で、今回は給与の減額については15年4月1日ということで、15年の1月からは扶養手当の減る分とふえる分の改正並びに3月の期末手当についての0.05の減額ということで話し合いを行いまして、それで合意に達したということの中で今回条例提案をさせていただいている

ということで、御理解をお願いしたいというように思います。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本3件に対する質疑を終結いたします。

討論に入る前に、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定のみに限って、反対の立場から討論をいたします。

ただいま、先ほどの質問でも明らかにいたしてまいりましたように、既に12年から本市では職員の皆さんに過酷な2%の基本給のカット、平均で19万、約20万円の賃下げが行われています。さらに今回は、いわゆる期末手当に関連をして、1人当たり平均2万円の減額、そして支給についても、3月度の期末手当を6月、12月、いわゆる夏、冬に分けて支給をする。まさに20万円を超える大変な減額になります。子育て真っ最中の職員の皆さんや、あるいは高齢者介護に当たられている職員の皆さんにとっては、これ以上過酷な負担の押しつけはありません。安易にこのような負担増を強いるのではなく、むしろ減額する余地は、例えば討論でもありましたように、特別職の功労金的性格を帯びている退職金の減額等考えれば幾らも手段、方途はある。最も弱い職員の皆さんにこのような負担増を押しつける当条例案には、反対の意思を表明したいと思います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で本3件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号から議案第12号までの以上3件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに

決しました。

続いて、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

最後に、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第37、議案第13号 所有権移転登記手続請求控訴事件の和解についてを議題いたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第13号 所有権移転登記手続請求訴訟事件の和解について御説明申し上げます。

別冊議案書19ページをお開き願います。本件事件は、市営住宅の入居者が市営住宅の所有権移転を求めて大阪地方裁判所堺支部に訴訟提起した第1審の判決内容を不服とし、平成13年11月27日に大阪高等裁判所に控訴し、またこれにあわせて平成14年8月30日付で訴えの追加的変更の申し立てにより損害賠償請求が提起されたものであります。

控訴審の経過につきましては、平成14年7月9日から同年12月4日までの間、和解を前提として6回にわたる話し合いを重ねた結果、20ページに記載しています和解条項のとおり合意に至ったものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 和解条項についてであります。裁判所等で既に和解が成立している。これは原告、被告双方の合意事項であるということ、そのことを前提に、少し中身についてわからない点がありますので、お聞かせをいただきたいというように思います。

和解条項の1項、2項、それから4項、5項、これについては、具体性もありますし、わからないでもないんですが、ただ3項については、本件住宅関係の整備につき、今後当事者間で協議をします。

このことについてなんですが、市長が過日からの一般質問の答弁でお答えになっております。両者が壁から離れて原点に戻って再度話し合いをします。そういうことで、今後の協議にゆだねられるんだということであればそれでいいんですが、具体的に、委員会等ではそういうことではなくて、かなり突っ込んだ答弁もされているように思います。あえて中身は申し上げませんが、そういうことが少し歯牙にひっかかっておりますので、その点も含めてお示しをいただきたい。もう一歩進んでその内容等についてはあるのではないかと、こういうように思うんですが、具体的にそういう和解の中で出てきておる話があればお示しをいただきたい。ないと、あくまでも今後の協議にすべてゆだねられているんだということであればそれで結構です。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 和解条項にあるとおり、今後当事者間において誠意を持って話し合いをして円満に解決するということになっております。

ただ、方法論としてはいろいろあるかとは思いますが、これは今の時点ではまだ煮詰まっているというわけではございません。一応、訴訟前の状況といえますが、そういうところまで戻って、何かいい方法はないか、あるいは建てかえるのかと、こういうあたりの協議をこれから、この和解が成立したら、その和解条項にそれが盛り込まれておりますので、それをベースに今後話し合いをして、できるだけ早く解決するようにした

いと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今の市長の答弁は、せんだっての一般質問での答弁と変わらないんですが、それでは改めてお聞かせをいただきたいと思うんですが、本件住宅関係の整備につき、整備するということがあるんですね。もう築何年ですか、50年近い、50年を超える建物になっているわけですが、木造ですから基礎部分も、根太、それから支柱等、ほんとに老朽化して大変な状態だろうというふうに思うんですが、そういう整備を今後どういうふうにされるのか、大変なことになるんだろうというふうに思います。

基礎部分をいろうということは、これは借地借家法にのっとってできることではないというふうに思いますので、それでは他の方法をと、こういうことになるというふうに思いますので、この辺はどういうふうに整備をされていくのかと。ほんとに一口に言えば、持って回った言い方をするのが私の癖なんですが、簡単に一口に言いますと、実際整備なんてできないんじゃないかと。整備して改めて住めるような状態でこれから何年先いくんだろうかなと、こういうように思うんですが、建てかえということになればいざ知らず、建てかえということは、これは方針の中に、当然1つの選択肢の中にあるだろうというふうに思うんですが、そういう点を含めて、整備のあり方、具体的にどういう選択肢を考えておられるのかですね。

これはまだ話し合いが煮詰まっていないけれども、我々市民の代表である議会がそのことについてあらかじめ聞かしていただくと、本和解に関してですね。これはあり得ることであろうというふうに思いますので、お示しをいただきたいと、このように思います。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 先ほど市長から御答弁いたしましたように、いわゆる和解条項では、今後の住宅整備については双方協議するという基本的ないわゆる合意ができております。

ただ、現在、具体的にどういう選択肢をもって整備を考えていくのかという点につきましては、具体的な内容につきましてはまだ決まってい

ません。ただ、考えられるのは、当然建てかえとか、あるいはいろいろ法的な問題もありますけれども、今後検討していく余地の材料もございませぬ。だから、今後できるだけ、いわゆる老朽化してまぬので、早く双方合意できる内容に住宅整備のあり方について協議しながらいわゆる到達点に達するということで御理解いただきたいと思ひます。
議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今、同僚から歯に物が挟まっているのではないかと、もうちょっと的確に質問しろということがありましたので、それじゃ具体的に聞いてまいります。

建てかえということは選択肢の中にあるのか。それから、委員会で既に総務文教、そして産建でも出ております、定期借地権つき住宅として建てかえていくと。これはだれがやるかというのはまた別問題ですが、そういうものも選択肢の中に組み込んで協議をします。そういう要望はいわゆる入居者側から出ているのかどうか、そういうものは受けてやるのかどうか。

それから、建てかえということなり整備ということで、泉南市に新たな費用負担が出てくるというふうに思ふんですが、それも受けて話し合いをしていくと、こういうことになるのかどうか。そういうことは一切白紙の状態、これからすべてゼロからの出発なんだと、壁から離れたただけなんだと、こういうことなのかどうかですね。改めてお示しをいただきたいというように思ひます。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 1審まででしたら建てかえということで、相手方が払い下げという形でございましたけれども、2審で6回にわたって話し合いをしてきたわけでございませぬ。

その中で、当然いろんな意見が出ております。入居者としてしましては、1つの例として定期借地権、これについて御希望があるというように我々も理解しております。ただ、50年以上たっている中で、市として相手方、入居者側とどう折れ合っていくかというのがこれからの点でございませぬ、それは協議の中でいろんないわゆる法解釈も含めて、市の事情もございませぬけれども、総合的に入居者の御意向も当然聞かないけませんし、市として

も考え方、あるいは法的な問題もチェックしていかないかんといい中で、できるだけ早く、希望は希望として我々も十分受けとめていませぬし、今後どうすべきかというのはこれからの問題であるというふうに、できるだけ早く、いろんな問題点をチェックしながら、双方納得いくいわゆる円満解決に向けて合意点に達していくという努力はしていくつもりでございませぬ。

以上でございませぬ。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 和解ということに決まったことは、私は先般も申し上げましたように、市民と行政が争うというのは、これはいかなものだろうかという御提案を申し上げまして、できるならやっぱり誠意を尽くしてお互い話をした方がいいのと違ふかというような御提案も申し上げました。今回、幸いにして和解ということになったわけでありませぬが、さて問題は、やっぱりこの問題は、議会のみならず一般市民も注目、注視をしておったわけでありませぬから、きちっと市民に対しても説明する責任が行政にもあるはずでありませぬ。そういった視点から、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

民意という法律に基づいたことでありませぬから、余り立ち入ったことは聞きませぬけれども、ここにも書いてありますように、議会の了承をもらって支払いをなささいと、こう書いてるわけでありませぬから、お尋ねをします。

1つは、127万円掛ける これは控訴人1人当たりということですが、正確には何人なのか、明確に総額で幾らなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

この条項の中にも書いてありますが、支払い時期は最終平成15年3月末という提起をしているわけでありませぬが、ただしそれ以外に議会で定期的に早くいくとなればその時点で支払いをしてもいいと、こういう1項が入っているとありますが、そういう理解でいいのかどうかですね。これが1点です。

それから、もう一つは、先ほど和気議員の方からも御質問がありましたように、本件住宅関係の

整備については今後当事者間で協議をすると、こういうことですが、私どもの聞きたいのは、所有権移転登記については破棄をしたわけでありますから、全くゼロに戻って、所有権移転登記はやらないということだと思えます。

そこで問題は、今後の話し合いの中で、建てかえなのか、現状維持なのかということになるわけですが、だから現在の住宅自体も老朽化して非常に住みにくくなっているという関係もありますが、ただ行政としての責任として、今まで行政が言われてきたこと、市長が今まで議会等で答弁をされたことについて、基本的にはあくまでも建てかえを推進していくということが住宅政策の一環であると、こういう御答弁をしてきているわけでありますね。では、今後この3住宅に限らず、これと関連して本市の持つ市営住宅、公営住宅の基本政策についてどう考えているのか。

それと、もう一つは、今申し上げましたように、ではこの市営住宅をどうするのかと。話し合いといたっていろいろあると思うんですが、市長としてどのようなお考えをお持ちなのかですね。今の段階ではまだ検討中ということもあると思えますけれども、方向づけぐらいは示してもらわないと、この判断に私たちは困ると思うんです。これが一つです。

それと、現在までの家賃の滞納ということで、いろいろ過去にも角谷議長時代にも問題がありまして、告訴するとか控訴するとかいうようなことになりまして、結果として和解ということにつながってるわけですが、今後この家賃は新家賃でいくのか、旧家賃でいくのか、あるいは滞納している部分については一体どうなるのかですね。これらの取り扱いは、行政としてどのような行政指導をしていくのか、わかっていればお答えをいただきたいと思えます。

とりあえずこのことからお答えいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、住宅政策の基本的な考えということでお答え申し上げます。

本市の市営住宅、この3住宅を含めて、簡易耐火、それから中層というふうにございます。い

れもかなり老朽化しているのも確かでございます。したがって、この住宅については訴訟という長い歴史がありましたので、現状のまま今来ておりますが、他の中層等については、耐震設計も含めて、防災上のことも含めると、手を入れなきゃいけないということがありまして、宮本住宅等先行して今国の方と補助の交渉をいたしております。

この住宅につきましては、前にも一貫して言っておりますように、この訴訟前、といいますのは入居者の方が払い下げ、我々は建てかえと。その中で、お互いに壁から離れて何か探しましょうよという中で、定期借地権住宅というのもあったわけでございます。ですから、それは我々も提案いたしました。しかし、残念ながら受け付けいただけなかった訴訟に至って、またべたっと両方が壁にひっついたと、こういうことでございます。

しかし、今回和解という形になりましたんで、相手方の方もその所有権移転の請求については放棄するというございますので、我々も建てかえという選択肢から定期借地までの間といいますか、そういう中で何かいい方法がないかどうかというふうなことも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

この間、公営住宅法も改正されまして、従来、建てかえの場合は1.2倍以上、要するに100戸あれば120戸以上つくりなさいと、こういうことであつたんですが、別にふやさなくてもいいというふうにも変わりましたし、それから用途廃止等の基準も地方分権の中で緩和されてきたという法を取り巻く環境の変化もございます。

したがって、それらも十分考慮しながら、今後この和解調書に基づいた協議を行っていききたいと。現段階では決定というところまでは当然いっておりませんので、これからお互いに知恵も出す中で話し合いをしていきたいと、このように考えている次第でございますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、御質問の127万円の人数でございますが、64名ございまして、後の議案で補正をお願いしておりますが、総額8,128万円でございます。

2点目の支払い時期の問題でございますが、条項の1番目で、支払い時期については平成15年3月末日限りということで、一応この条項につきましては議会の承認を得なければ成立しないということもございますので、来年3月末日となっておりますが、議会で御承認を得られれば、当然支払い期日は早くなるということの意味でございます。

それと、家賃の滞納の問題ですが、和解調書でも示しております、議案でも示しております。平成10年の4月に新家賃に改正されております。その新家賃で計算しましたいわゆる滞納額、4名払っていただいておりますので、60名滞納しておりますが、総額2,092万1,400円。ことしの11月まででございます。だから、新家賃ということで当然認めていただいと。

で、今後の、11月までですので、12月以降はどうかということですが、当然新家賃で一応確認はとっております。

それと、滞納分をどうするんかということですが、これも2,000万余りの滞納金ですが、当然議会の承認をいただければ、いわゆる滞納額を払っていただくという手続に入っていくわけですが、これにつきましては、承認いただければ、相手方といろいろ個人個人、多い少ないもございまして、当然条項にも一定、一括払いもしくは分割でも相談に乗りますよということにしておりますので、議会で承認いただければ60名に対して具体的な詰めに入っていきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 一通りの御答弁をいただきましたが、ちょっと理解しにくい面がありますから、再度お伺いいたします。

この1つの和解条項の第1点にある金額127万円を支払えということについての、1質でも若干お尋ねしたんですが、きょう別議案として出されるからということで私は保留をしてきたんですが、この127万円という和解の定義ですね。この積算、裁判官が示したんですからきちっと計算していると思うんですが、これはどういう形なの

かですね。いわゆる原告あるいは被告というような感じで争われたわけですが、結果として和解金として127万円を泉南市が支払わなきゃならんと。今御答弁をいただいた金額ですね。8,120万と言いましたんですか、総額で、事業部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 8,128万円です。16番（島原正嗣君） 8,128万円ですか。私、この和解金についてはそれでいいと思いますが、じゃ、これまで裁判に要した費用、弁護士に対する謝礼等々含めると、これはどなたか御質問で若干触れておりましたけれども、総額的には1億という、この争いに対して泉南市から財政支出をしているわけですね。こういう理解でよろしいか。もっと具体的に総額的に、1億を私の勘定では超していると思うんですが、いかがなものでしょうか。

それと、今申し上げましたように、この127万円の内容ですか、定義といいますか、これはどういう法律上の根拠に基づいてお支払いになるのかですね。これは和解の段階で恐らく説明があったと思うんですが、これはどういうことなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、3点目の今後の対応で、先ほども申し上げましたように、このことはすぐ答えるといったって、なかなか直接的には判断するのは難しいと、こういうことですから、多分そうだと思います。

ただ、方向性ぐらいはきちっとしておかないと、1億も使って争った結果として、行政や政治が結果について責任を持たなきゃならんという時代ですよ。だから、私は建てかえなら建てかえでいいと まあまあいいとは申しませんが、方法としてはそれ以外にないのではないかと。

その建てかえについても、今言われていることは、これはうわさですから、実質的なことは直接わかりませんが、定借権ですか、そういう法律があるそうですが、それに基づいて、簡単に言えば土地を貸して、50年なら50年間ですかね、そういうことで建てかえてはどうかというふうな話も出てるんだということを時々お聞きするんですが、今の段階でそういうことまで考えてい

ないということ、全く白紙だということならそれでよしいんですけども、しかし行政は、どういう方向でこの和解に踏み切ったのかということも含めて、ただ単にその場限りで和解をしたということならそれはわかりますけれども、後々問題を残しているわけでありますから、この住宅問題についての和解、具体的な今後の紳士話し合いの中で、どういうことをこの住宅問題について本市としては考えられておるだろうかと。こういうことを私ちょっと疑問に思うんです。聞かれても、いやいや、あとはもう市長と当事者の話ですわというわけにはいかない部分もあるんですが、その方向性についてお願いをしたいなというように思っています。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の127万円の和解に至ったいわゆる積算等の内容でございますが、今回の所有権移転登記手続請求控訴事件につきましては、追加的請求、予備的請求ということで、追加的請求がいわゆる慰謝料として100万並びにいろいろ法的な利息も含んでということで出されております、途中で。この内容ですね。いろいろ我々も弁護士とも十分協議調整したわけですけども、この100万円につきましては、一般的に実額が算定されない場合や慰謝料が入っている場合には、一般的に裁判で請求額としてよく使われると。こういう性格の数値やと、100万円につきましては、その100万円がいわゆる追加的請求で上がってきたということで、いろいろ協議したわけですけども、当然当事者とも話し合いした中で、一応100万円をベースとして、100万円をお支払いしようという合意に達しました。

そこで、その後、主張金額、いわゆる自己費用としていろいろ修繕なりやってきたという中で、証拠書類として主張金額、総額2億6,000万ほど上がってきました。今まで自分で増改築あるいは家の中の補修をやられたということで主張されました。

この中身につきまして、本市の市営住宅管理条例あるいは公営住宅法に基づきまして、この内容の中で本市が本来すべき内容はどの程度なのかと

いうことで精査させていただきました。いろいろ、請求書なり領収書なり、ある、なしがあったわけなんですけれども、実際チェックしました結果、市がすべきであろうという補修金額が約1,780万程度出てまいりました。だから、これを原告64名で割りまして約27万程度となります。だから、本市としましては100万プラス27万円、出せるとしてもこの範囲内やということで、何回も話し合いをした結果、最終的には100万プラス27万、127万円で解決に至ったということでございます。

それと、裁判費用につきましては、聞いているのは、ちょっと所管が違うんですけども、総務課の所管でして、この事件にかかわって約2,000万余りがトータル的に費用がかかるというふうに承っております。だから、8,128万ですか、いわゆる解決金、和解金、足しますと総額約1億を超えるという、御指摘のとおりでございます。

それと、3点目の整備の方向性、行政としてどういう住宅整備に関して方向性を持っていくのかという点でございますが、先ほども御答弁しましたように、6回にわたって話し合いをした中で、入居者側としたら定期借地権、いわゆる土地を例えば50年なり定借で権利を設定しまして、それで何とかさしていただけないかという御意見、強い御要望がございました。

だから、その辺も6回にわたって話し合いする中で、法的な面あるいは国・府に問い合わせるなり、いろいろチェックしてきたわけなんですけども、まだまだこれから検討する点があるということで、今すぐ御希望どおり定期借地権については判断できないということで、当然市は本来建てかえということで来ていますし、当然我々としても和解に至った関係上、入居者側の御意向に沿えば一番いいわけですけども、ちょっと時間がかかるということで、条項では整備については双方協議するという形になっておりますが、できるだけ早い時期に話し合いを進めて円満に到達点に達したいなと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） えらいしつこいようです

けれども、私も議会のたびに住宅問題は、あほの一つ覚えみたいにお尋ねをしまいたった立場上、きちっと、地域であれ一般の方々にであれ、聞かれたときに説明のできるように整理をしたいと、そういう視点からお伺いをしているわけでありませぬ。

今の御説明ですと、100万は、平たく言えば泉南市側から慰謝料的な要素を持ったお金だという、そういう理解でよろしいですか。そういう解釈でよろしいか、この100万の和解金の問題について。127万円の関係については、そのうち100万円はある意味では一定の和解金ですから、その100万については慰謝料的な性格を有するということがありますよ。そういう理解でよろしいですか。

本来、私の聞いているのは、これは当初から原告、被告ということで争わなきゃ、私はそういうことを聞きませぬよ。きちっとそれぞれの法律家、弁護士が立って立派な法廷闘争をしてきたわけでありませぬから、その段階で和解ということになったわけですね。

今、楠本部長がおっしゃるように、本来泉南市が市営住宅を補修しなければならない金額については、1,780万程度だという御答弁があったんですね。したがって、その100万以外の27万円については、入っている方々の戸数ですね、それから割り出すと大体27万円程度になると、そういう積算基準であろうというようにおっしゃっているわけですね。

これは別に法律にどうこういうことはないですけども、問題は、和解ということが被告の側から、従来から言われてきた原告、被告とあって、訴えた方が原告、訴えられた方が被告ですから、泉南市側が結局何か瑕疵があって100万という一定の和解金を払わなきゃならないようになったということの理由がもう一つ明瞭でないわけですね。

問題は、今御答弁をいただいた、3団地の方々から2億6,000万ほど請求を受けたと。そういうこともおっしゃったんですね。これは、和解の段階でそういうことの具体的な書類にした何か、一切ありませんか。これだけですか、裁判所から受け取ったのは、この和解条項という議会に提

案された資料だけですか。あとの今御答弁していただいた例えば100万円プラス27万円ということについての議事録とか、あるいは詳細な資料は、裁判所等はくれなかったんですか。ただ和解の段階でこれだけの文書だけでそういうことを取り決めしたのですか。

それと、もう一つ、家賃は新家賃でいただくということでございますけれども、これは先方さんには、そういう形で納入していただけると、お支払いしていただけるという確認はしておるんですか、どうですか。これはまた後でのごたごたしないように、そういうことも含めてお答えをいただきたい。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 100万円の根拠でございますが、先ほど一般的に慰謝料としてよく使われるのが100万円と申し上げましたけども、いろいろ話し合いの中で、この100万円を和解金のベースとして、市として1つの材料として使わしていただいたと。弁護士とも相談して。

100万円で合意に達しないという中で、証拠資料として2億6,000万の修繕云々という内容が書面で裁判所に提出されております。だから、その2億6,000万の中身を十分精査して、本市がその中で、市でやるとしたらどの範囲なのかということで精査した中身が1,780万程度だったということが内容でチェックできましたので、それを根拠にすれば1人当たり27万ということで、合計127万で何とか合意できないかということであるいろいろ話し合いを持ってきました。

裁判の経過でございますが、裁判官が入ってやってきたわけなんですけれども、64名相手方がおられるという中で、裁判官も64名一体でやるのであれば、裁判官も入っているいろいろ話し合いをするならまとめていきましょうということで、裁判官に入っていて計6回までやってきたわけなんですけれども、当然いろいろその間議論はあったんですけれども、一人一人相手にするんだったら、これは裁判官もかなわんということもございました。だから、当然両弁護士が入って、相手方、それと泉南市、裁判官のいわゆる仲裁によりまして話し合いしてきた中でこの額に至ったと

いうことでございます。

それと、新家賃につきましては、当然平成10年4月から改正しておりますので、平成10年4月以降については、別表でつけておりますように、本年11月までの計算をいたしまして2,000万余り滞納されているということで、当然いただくと。これはもう当然確認をとってますし、ほな、12月以降、どうするのかということですけども、当然新家賃で認めていただいておりますということで確認はしております。

以上でございます。

〔島原正嗣君「議長、もう1回いけるんけ。

(「4回や」と呼ぶ者あり)4回、許容範囲やろ」と呼ぶ〕

議長(成田政彦君) 島原議員。

16番(島原正嗣君) 今ちょっと問題になってますように、3回なら3回で私はきちとやめますよ。問題なかったらね。

議長(成田政彦君) 議長の裁量権です。問題ありません。

16番(島原正嗣君) だけど、場合によったら4回とか3回とかやるからややこしくなってくるんです。物事というのはきちとしかんと。だから、本人が3回で納得する場合もありましょうし、1回で納得することもあるんですけども、この場合は4回いけるんやったら、議長の裁量というのは一体どないしてるんかと。角谷議長の場合は3回と。

議長(成田政彦君) 質疑してください。

16番(島原正嗣君) 嶋本議長の場合は偉そうなこと言うなよ。まともなことを聞いているやで、議会運営について。あなたのやることが正しいなら私は何も言えへんねん。3回があるし、4回があるから、きちと統一をしろと。議会運営のルールというのは、ちゃんと議長が決めていただいたら、そのとおりうちの会派はいつも違反したこともなきゃ、むちゃくちゃ言うたこともおまへんが。だれがむちゃくちゃ言うてるかというのは、あんたもわかってるやろ。その整理、議場の整理を、あなたが一番偉いんだから、大将だから。私はそんな高いところへ登ったことがないんやから。ある意味ではそういう整理をしな

さいよ。私、そのことを言うてるんでっせ。議長が後々、皆困りませ。3回なら3回、4回なら4回にしますということを宣言してくれて打ち切ったらよろしいがな。

そこで、言いなさいということやから、それはあんたの裁量に任せますけれども、ぜひひとつ、意見にかえておきますけれども、何回も言うようですけども、やっと和解ということで円満にいけるような明かりが見えてきたわけですから、市長にしてもいろんな考え方なり思惑はあると思います。

ただ、何回も何回も言うように、市民と行政や市長が争うことは、今の時代にいかがなものだろうかというように言ってまいりました。いろんな疑問もありますけれども、私はおおむね、こういふことで和解することは非常にいいことだなどいふように思いますけれども、ただ、後はやっぱりきちと議会にも、それから市民にも説明のつくような、1億以上の予算を入れているわけでありますから、私はきちと説明してほしいなと。あるいは、よかったなという和解の方法を、ぜひお互いが切磋琢磨して、きちとやっぱり処理をしてほしいなと、そういう意見を申し上げまして、終わります。

議長(成田政彦君) ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(成田政彦君) 異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第38、議案第14号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(成田政彦君) 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第14号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

別冊議案書25ページをお開き願います。補正の内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ8,724万7,000円を追加、歳入歳出の総額をそれぞれ210億3,285万4,000円とするものであります。

それでは、歳出につきまして簡単に御説明申し上げます。

30ページをお開き願います。訴訟費の報償費として補正しております596万7,000円は、市営住宅に係る所有権移転登記手続請求控訴事件において和解が最終的に調った場合に必要となる弁護士報酬であります。

次に、その下、住宅管理費の補償、補填及び賠償金8,128万円は、所有権移転登記手続請求控訴事件において今回和解条項により、原告、被告の双方が合意し、これに必要な和解に係る経費を計上するものであります。

なお、歳入の明細につきましては、29ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 上山議員。

10番（上山 忠君） 1点だけお聞きしたいんですけども、この件に関しては、旧家賃で供託されてる金額があると思うんですけども、旧家賃で法務局に供託されている金額はどのくらいになるのか、またそれは今回歳入の方でどこにも入っていないんですけども、どの項で入ってくるのか、それだけお教えてください。

議長（成田政彦君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 私の方から、供託金の金額について御答弁申し上げます。

これにつきましては、14年11月まで総トータルで396万3,300円、それと今回これにつきましては歳入にまだ入っておりませんので、歳入の方には計上いたしておりません。科目につき

ましては、使用料及び手数料という形で入ってくるものでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 供託金で396万3,300円が一応入ってくるということで、今回の中では歳入では使用料、手数料の中で、3月議会の中での歳入で入ってくると理解してよろしいわけですね。

議長（成田政彦君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） そのとおりでございます。

議長（成田政彦君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明17日午前10時から本会議を継続開議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいま議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

本件は、延会することに決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立なしです。

（「もう一遍言うてくれな、わからん」と呼ぶ者あり）

起立なしで、本会議を続行いたします。

〔巴里英一君「議長」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 皆さん、何をやってるのかちょっとわからんような状態なので、議長が休憩をやるのかなと思ったら、延会になるのかなと

ということで異議ありが出たので、この整理をちゃんとしなかったら、今後の運営について差し支えてくるんじゃないかということで、やっぱり議場整理しなかったら、議長としては運営について疑義が生じてきますので、その点きちっと運営をするための若干の整理をしていただきたいと。そして、改めて議長からの宣告でも結構でございます。議長（成田政彦君） ただいまの議長の延会の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。延会することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって本会議を続行します。

暫時休憩します。

午後 5 時 4 8 分 休憩

午後 6 時 1 6 分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 3 9、議員提出議案第 2 8 号 農地制度見直しに対する要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

1 1 番（松本雪美君） 議員提出議案第 2 8 号、農地制度見直しに対する要望決議について、要望決議案を朗読して、提案にかえます。

「食と農の再生プラン」の推進するための方策として、「構造改革特区」や「市町村条例を主体とした新たな土地利用調整の枠組み」など、農業制度見直しが進められている中であって、農業現場に不安と動揺が広がっている。

現行の農地制度にあつては、農地法を中心として、農振法、経営基盤強化法、土地改良法により、今日のわが国の農業の発展を支える役割を果たし得る「農地制度」の基本的な手法が盛り込まれている。また、農地法では、食料自給率の向上・確保するために、農業の発展にとって好ましくない農地の権利取得や土地利用を排除し、そのために個人、法人であっても、単に資本を提供し、ある

いは経営の名義人となるだけの権利取得が認められないことが堅持されているにもかかわらず、あたかも農地法が時代の要請にとって隘路のような批判や経済優先の考え方によって農地制度見直し動きが起こっている。

そのことは農地を守り、農業者の経営基盤を確立し、わが国の農業・農村を活性化させ、わが国の将来や食料・農業・農村基本計画を見据えたものとは到底言えない。

よって政府においては、農地法のみならず現行農地制度の検討にあたっては、わが国の土地利用、食料・農業・農業基本計画を踏まえ、以下の事項について、十分な議論を行うよう要望するものである。

記

1. 株式会社の農業参入について

(1) 株式会社の農業参入については、「食と農の再生プラン」に盛り込まれたが、農業経営の法人化については、従前の経営政策を堅持し充実すること。

(2) 株式会社の農業参入については、投機的な農地取得、農業関係者以外のものによる経営支配、農業用水の管理や土地利用の面での地域社会との調和が保てないなど、多くの問題がある。

2. 「特区」による農業制度の規制緩和について

(1) 特区構想は、企業の参入等による経済活性化効果が前提であり、施策目的としての農業振興・農地保全の目的が希薄で、今以上の無秩序な農地利用を引き起こす可能性を持っている。また、破綻した場合、農地等の復元や代償措置、あるいは投機的土地の抑制策などは不明瞭であり、農地制度の緩和はすべきではない。

3. 地方自治体の条例を基本とした新たな土地利用調整の枠組みの構築について

(1) 国民の食糧の確保は国の責任であり、その前提となる農地の保全を地方公共団体の意思決定に委ねるべきではない。

(2) 農地制度と都市計画制度は、それぞれの領域を持ちながら相互に関連し、かつ補いあっているが、現行法では補足出来ない、若しくは対応困難などのケースもあり、現行規制法の理念を尊重しつつ、地方自治体の条例制定や地域住

民の土地利用協定等のあり方について検討を行うこと。

以上、決議する。

平成14年12月16日

泉南市議会

以上です。

御賛同よろしくお願いたします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第28号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第40、議員提出議案第29号 北朝鮮による拉致問題の徹底説明を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して南 良徳君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。南 良徳君。

14番（南 良徳君） 議員提出議案第29号につきまして、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

北朝鮮による拉致問題の徹底 説明を求める決議（案）

北朝鮮による日本人拉致問題は、北朝鮮による我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪である。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、闇に葬ろうとしてきたこの国家犯罪も、小泉首相の訪朝により、北朝鮮の最高権力者である金正日国防委員長がその犯罪行為を認め謝罪したことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価されよう。しかしながら、こうした謝罪の言葉とは裏腹に「拉致問題は解決済み」という北朝鮮側の見解に我々は強く抗議するとともに、北朝鮮側が提供してきた「死亡した」

とされる拉致被害者に関する資料のずさんさに、改めて憤りを感じざるを得ない。

今般、生存が確認された拉致被害者5名が24年ぶりに祖国の地を踏み、家族や故郷の旧知の友人たちと再会を果たすことができたが、24年という長きにわたって、一般市民を無法に拉致・拘束し、最愛の家族にさえ一切の消息を知らせないできた本朝鮮の非人道性に改めて慄然とせざるを得ない。

我々は、改めて北朝鮮に対し強く抗議するとともに、政府のこれまでの拉致問題への取組みに対しても遺憾の意を表するものである。

日朝国交正常化は重大な懸案ではあるが、拉致問題という重大犯罪の解明と解決なしにはあり得ないことを、政府は肝に銘ずるべきである。

よって、本市議会は、北朝鮮に対し言葉による謝罪に止まらず誠意と責任ある対応を求めるとともに、政府に対し、以下の事項について、拉致家族の意向を体した対応を強く求めるものである。

1. 北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること。
2. 「死亡した」とされ、生存が確認されていない拉致被害者に関する正確な情報と現地調査を北朝鮮に求めるとともに、拉致の疑いが指摘されている他の事件についても徹底的に調査と解明を北朝鮮に求めること。
3. 拉致は北朝鮮による国家犯罪であり、被害者の人権と人生の大半を犠牲にされたことに対し、北朝鮮による国家補償を求めること。
4. 拉致被害者及びその家族に対し、特別立法も含め、我が国政府による手厚い支援を行うこと。
5. 北朝鮮に対し、核開発の即時停止及び生物兵器の撤廃と工作船等による違法な情報収集を直ちに止めるよう求めること。

以上、議決する。

平成14年12月16日

泉南市議会

どうかよろしくお願いたします。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第41、議員提出議案第30号「有事法制関連法」案を撤回することを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第30号、「有事法制関連法」案を撤回することを求める意見書について、案文の朗読を行いまして提案にかえます。

「有事法制関連法」案を撤回することを求める意見書（案）

先の国会に上程され、継続審査となった「武力攻撃事態対処法案」、「自衛隊法改正法案」、「安全保障会議設置法改正法案」は、我が国が他国と戦争をしないと定めた憲法に違反することが審議の中で、明らかになってきた。

1999年に「周辺事態法」が成立し、アジアでアメリカが軍事介入したとき、自衛隊が軍事支援を行うとなっていたが、「武力攻撃事態対処法案」は、武力攻撃の「発生」「おそれ」「予測」の3つのケースを「武力攻撃事態」とし、こうした事態を終結させるために、自衛隊は武力行使できるとしている。このことは、アメリカが引き起こす戦争に、日本が参戦することになる。

また、武力攻撃事態が「発動」された場合には、国民を総動員するため、地方自治体やすべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなど指定公共機関や医療、運輸、建築、土木などの関係者も協力・動員を求められる。さらに、有事の際、国民は国からの命令で家屋や土地、物資の提供を求められ、協力をしない場合は、犯罪者として罰せ

られるなど、国民の人権と生命、財産、地方自治体への侵害はあまりにも明らかである。いくら部分的に「修正」しても、その危険な本質は、変わらない。また、新たにだされている「国民保護法制」も、「保護」とは名ばかりで、軍事優先のため、戦前のように国民を統制することがねらいである。

「非核平和都市宣言」をしている泉南市として、アメリカがイラク攻撃を公言している今こそ、政府が、憲法の平和主義を遵守し、積極的な平和外交により、世界平和に貢献すべきであると考え。こうした点から、有事法制関連法案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成14年12月16日

泉南市議会

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって議員提出議案第30号は、否決されました。

次に、日程第42、議案提出議案第31号「不良債権処理の加速」策をやめ、緊急の雇用確保を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番(大森和夫君) 議案提出議案第31号、「不良債権処理の加速」策をやめ、緊急の雇用確保を求める意見書について、案文を朗読いたしまして提案にかえます。

「不良債権処理の加速」策をやめ、
緊急の雇用確保を求める意見書(案)

総務庁の9月の全国調査では、完全失業率が5.4%、完全失業者は365万人という過去2番目の水準となっている。とりわけ、大阪府内での9月新規求職者が前月比9.0%増加したのは、事業主によるリストラ・倒産による離職者増によるものである。民間信用調査によると、2002年4月~9月の近畿2府4県の倒産件数は1964年の調査以来の最多となり、業種別では建設業と製造業、事業規模では個人経営などの中小零細業者の倒産が目立っている。

金融庁の「借金つぶし」で、一度も返済が遅れたこともない企業が「不良債権」にされ、さらに「不良債権処理の加速」の方針が実行されれば、銀行による資産評価が厳しくなり、担保となっている不動産や株の評価が下がれば、多くの中小企業が「不良」の認定を受けることは避けられない。

よって、本市議会は政府に対し、不良債権処理の加速による中小企業つぶしをやめ、若年層の雇用安定・雇用拡充を緊急の課題とし、その対策を早急に講じるよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年12月16日

泉南市議会

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
議長(成田政彦君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。
討論なしと認めます。

これより議員提出議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(成田政彦君) ただいまの議長の宣告に対

し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(成田政彦君) 起立少数であります。よって議員提出議案第31号は、否決されました。

次に、日程第43、議員提出議案第32号 関空2期事業を中止し、地盤沈下の抜本的対策を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し、松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番(松本雪美君) 議員提出議案第32号、関空2期事業を中止し、地盤沈下の抜本的対策を求める意見書(案)を朗読して提案といたします。

2001年度の関空の経営状態は、累積赤字が1,901億円で、既に1兆817億円の借金をかかえ、2007年は1兆4,670億円で借金が膨らんでいる。

また、年間16万回が限度とされている離発着回数は、国土交通省が6月に「需要予測が16万回になるのは2011年から2012年になる」と、大幅に下方修正し、2期工事を急ぐ理由はなくなっている。

さらに、定期航空協会は「2期は造成までで凍結し、上物は着工を遅らせるべきだ」とし、日本経団連も11月7日、2期工事の延期を含め再検討を求めるなど、凍結・延期論が出ているもとで、国土交通省は11月15日に2期事業の2007年供用開始を断念する方針を決めた。

地盤沈下について、1期島の最終的な沈下は当初予測と大きくずれずに収束するとされてきたが、定期航空協会は11月1日に「これ以上放置すると業務上の支障や旅客への影響も否定できない」として、具体的な対策を求めている。

また、2000年12月から2002年にかけて止水壁を埋め込む工事を270億円もかけて整備したが、そのうち大阪府の負担は6億円以上にもなり、毎年のように大掛かりな補修となっており、今後も地元負担は避けられない。

よって、政府は、第一義的には1期島の安全性

を確保すべきであり、大阪府の財政負担からも2期事業は中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年12月16日

泉南市議会

以上です。御賛同よろしく願いいたします。
議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し質疑等ありませんか。 南議員。

14番（南 良徳君） ただいまの意見書の中で中段に、「国土交通省は11月15日に2期事業の2007年供用開始を断念する方針を決めた」とありますが、これはたしか読売新聞が何かの記事で私も見たことがあります、その載った翌日には国土交通省の方から、こういう事実はないというコメントがあったというふうに聞いておりますので、この辺の事実確認はどういうふうにされて案文にされているか、お聞きしたいと思います。
議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 12月19日に開かれた大阪府議会の決算特別委員会では、我が党の黒田府議がこの問題についても指摘をいたしました。そして……（「聞いているのと違う」「府議の話と違うやろ」「国土交通省の話聞いてるんや」と呼ぶ者あり）

議長（成田政彦君） 不規則発言はやめてください。

11番（松本雪美君） 一定、そういう方向が示されたもとで、私たちもこの意見書をつくらせていただきましたので、こういう提案をさせていただきました。（「それは無責任な話やで」「勉強して調べてから書きはった方がええのと違いますか」「これはもう取り下げた方がええのと違うか」と呼ぶ者あり。発言する者多し）

私は、こういう状況のもとで国土交通省が、あとそういう状況の方針を変えられたという事態ではありますけれども、ただ、この第2期工事を中止し、地盤沈下の抜本的対策を求めるということで、今、大型公共事業にどんどんと国民の税金を費やすこういう政策については、こういう方向については認めることはできないということもありますので、こういう形で提案をさせていただきます。

した。

以上です。

議長（成田政彦君） 南議員。

14番（南 良徳君） 今の答弁を聞いておまして、何が何だかわからないところがございます。やはり泉南市議会の意見書ですから、事実に基づいた形で出していただかないと、多分これは新聞記事の引用ではないのかなというふうに思われまので、できましたらこれは取り下げを求めます。議長の方でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 今、南議員のそういう御忠告もありましたので、私どももその辺については少し勉強不足であったということも認めさせていただいて、先ほどの南議員の方から提起された中身で、「凍結・延期論が出ている」というところで切らせていただいて、「もとで」から「決めた」というところを削除するというごとき皆さんの御賛同をお願いできればと思います。この中で、今の本会議場で皆さん方のそういう形でのお願い、皆さん方に賛同いただけるようこの削除を認めていただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 松本議員に言います。原文でこれは採決されますので、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。（巴里英一君「議事進行」と呼ぶ）巴里議員。

22番（巴里英一君） 議事進行ですから。

問題は、内容的に決断されていないもの、決められていないものを入れるというのはどういうことですかと。それで、できれば取り下げたらいかがですかということを質疑者が申し上げておりますので、削除する、しないというのは、議会運営委員会において言うことであって、本会場で軽々に、すばらしい共産党の議員がそんなことを言うことはちょっと、余り芳しいことではないんじゃないですか。議長、その点は御配慮を。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 議会の時間も大変遅くなっているこういう時期に、皆さん方にはいろいろと考えていただいて御忠告もいただきました。この場をおかりしておわびをさせていただくと同時

に、取り下げるということで御容赦ください。
議長（成田政彦君） お諮りいたします。本件については、提案者から取り下げということがございます。

このことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議がないようですので、本件については取り下げることになりました。

次に、日程第44、議員提出議案第33号 同和行政を終結する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番（和気 豊君） 最終のトリを務めさせていただきます。和気 豊でございます。

議員提出議案第33号、同和行政を終結する決議について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。少し早口になりますが、お許しをいただきたいと思っております。

施行以来28年間にわたる特別措置の法体制は、1997年3月末の「地域改善財特法」の廃止により終止符をうたれた。

そして、残務処理の5年間の経過措置も本年3月末で期限切れになっている。

ここ数年、高知県をはじめ、各市町村では同和行政の終結が宣言され、「終結」、「終結に向けての転換」は、いまや時代の流れとなっている。

総務省地域改善対策室も、「特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化した」、「差別解消に、特別対策は必ずしも有効であると言えない」、「同和地区・同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難」などの理由から「特別対策を終了して一般対策に移行する」との方針を、昨年1月以降全国都道府県企画担当課長会議を通じて周知・徹底を図っている。

「部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならない」という見解は、部落問題の解決は行政措置によって達成できるとする「同和行政万能論」や、その責任は行政にあると

する「行政無限責任論」にたつもので、部落問題解決に逆行するものである。

行政上の特別対策で、住居・居住環境の改善、生活の安定向上のための条件整備が図られても、それを生かす同和地区住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない。現在、同和地区の生活実態に見られる「格差」は、部落差別に起因するものではない。

本市においても同和対策特別措置として実施している住宅家賃や保育料減免などの措置を廃止し、一般対策として可能な限りその水準の引き上げを進めるべきである。尚、同和対策特別措置の廃止にともなう残務処理にあたっては、「同和更生資金貸付基金」に象徴されるように、条例通りに運用されていないずさんな公金の過去の取り扱いを反省し、その厳正な処理にあたるべきことは言うまでもない。

よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な同和行政の是正を図り、地方自治法第10条に基づき「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ことから、勇気と英断をもって同和対策を終了すべきである。

以上、決議する。

平成14年12月16日

泉南市議会

以上であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。よって議員提出議案第33号は、否決されました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。長時間にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に留意され、御家族ともども幸多き新年を迎えられんことを祈念いたします。

これをもちまして平成14年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後6時52分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 井 原 正太郎